

## 外国人との共生社会の実現のための有識者会議（第3回）

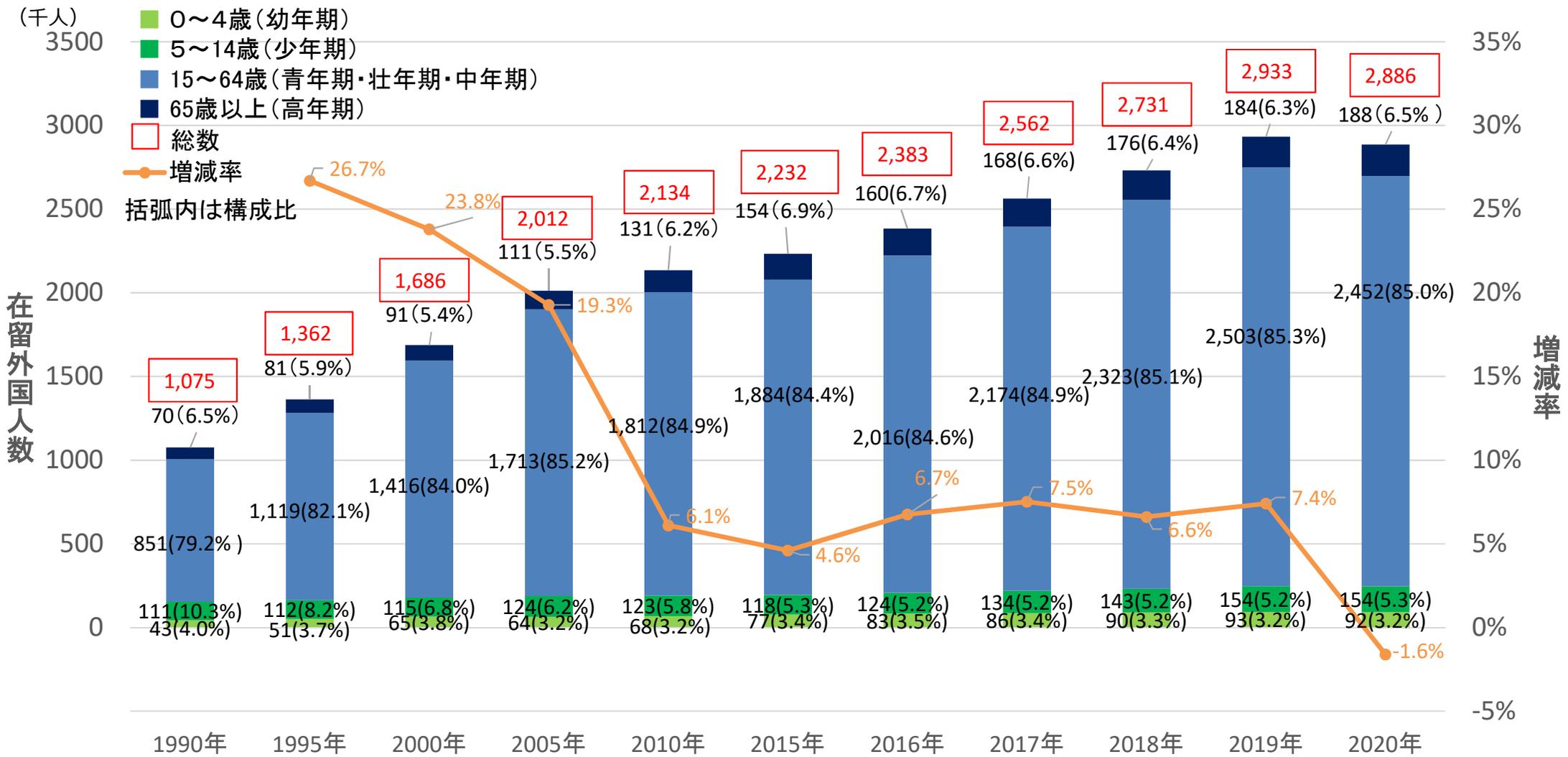
### ライフサイクルに応じた支援について

- P 1～16、23、28、41～44：出入国在留管理庁作成資料
- P 17～27、30、36、37：厚生労働省作成資料
- P 17：内閣府（子ども・子育て本部）作成資料
- P 29：国土交通省作成資料
- P 31：警察庁作成資料
- P 32、33：消費者庁作成資料
- P 34：法務省（司法法制部）
- P 35：法務省（人権擁護局）
- P 38：内閣府（防災担当）作成資料
- P 39、40：総務省作成資料



令和3年4月28日  
出入国在留管理庁

# 年代別在留外国人数の推移



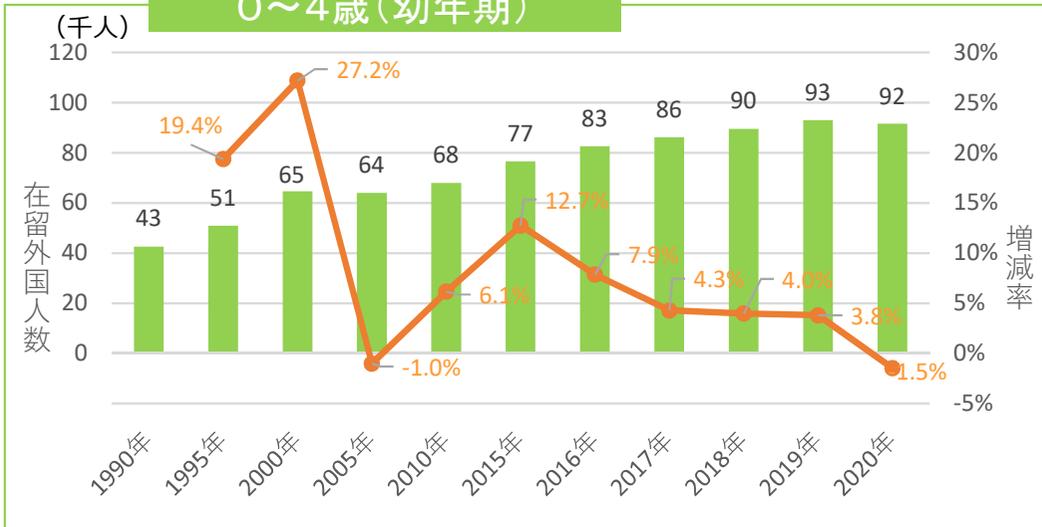
・2020年の在留外国人数について、1990年と比較すると、0～4歳(幼年期)は、2.15倍(42,572人→91,545人)、5～14歳(少年期)は、1.39倍(111,138人→154,231人)、15～64歳は、2.88倍(851,213人→2,452,138人)、65歳以上(高年期)は、2.67倍(70,393人→187,990人)と、いずれの年代も増加傾向にある。

・構成比について、15～64歳は、1990年から2005年にかけて増加し、その後は85%程度で推移している。5～14歳は、1990年から2016年にかけて減少し、その後は5%前半で推移している。

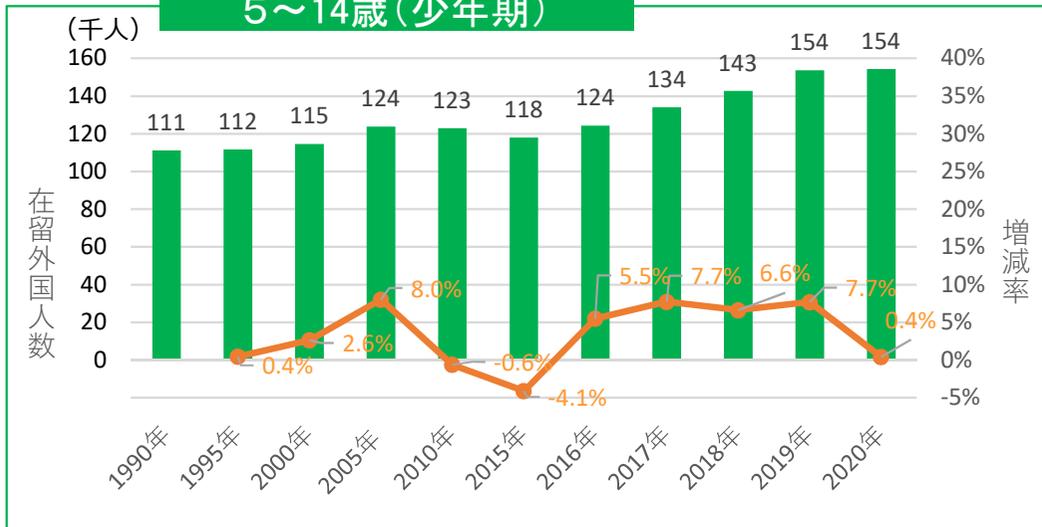
※ 在留外国人統計から集計(年齢不詳の者を除く)。1990年～2010年は外国人登録者数(各年12月末現在)。2015年以降は在留外国人数(2015年～2019年は12月末現在、2020年のみ6月末現在)

# 年代別在留外国人数の推移

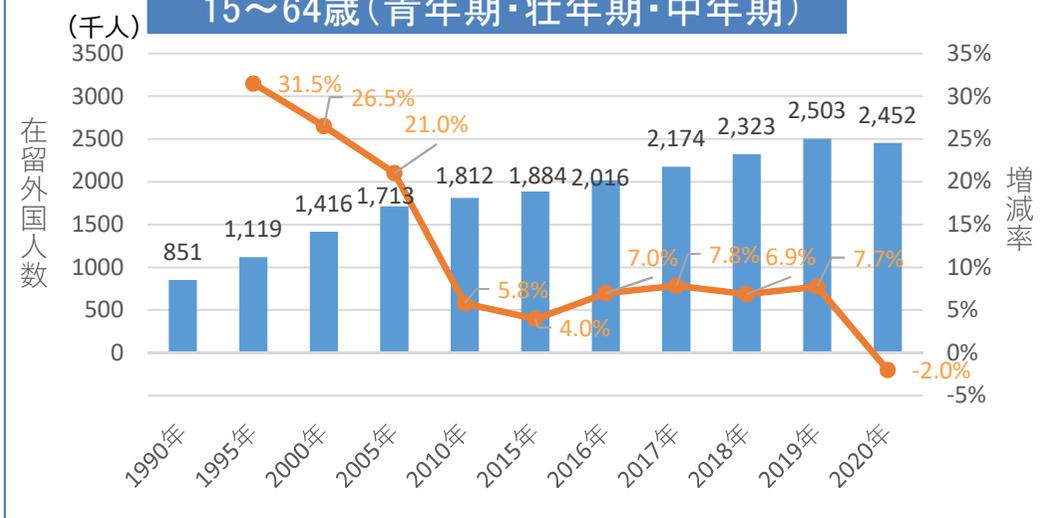
## 0～4歳(幼年期)



## 5～14歳(少年期)



## 15～64歳(青年期・壮年期・中年期)



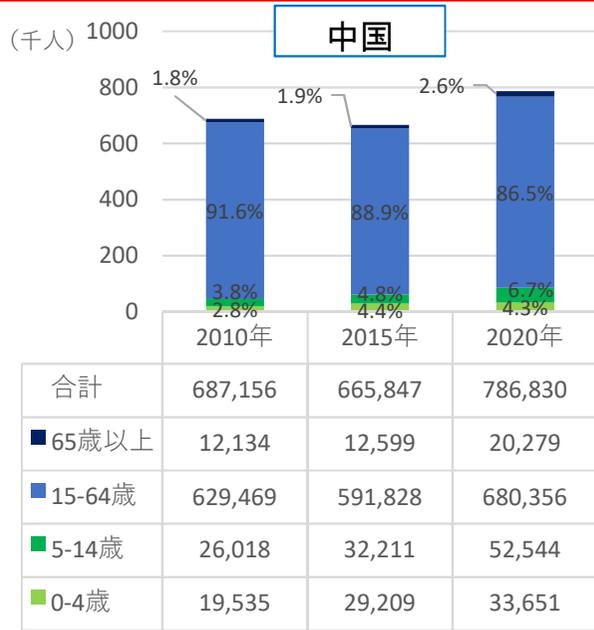
## 65歳以上(高年期)



・0～4歳及び15～64歳は、概ね増加傾向。5～14歳は、1990年から2005年にかけて増加していたが、2010年から2015年にかけて一時的に減少に転じ、その後、2016年以降は増加傾向にある。  
 ・一方で、65歳以上は、一貫して増加している。

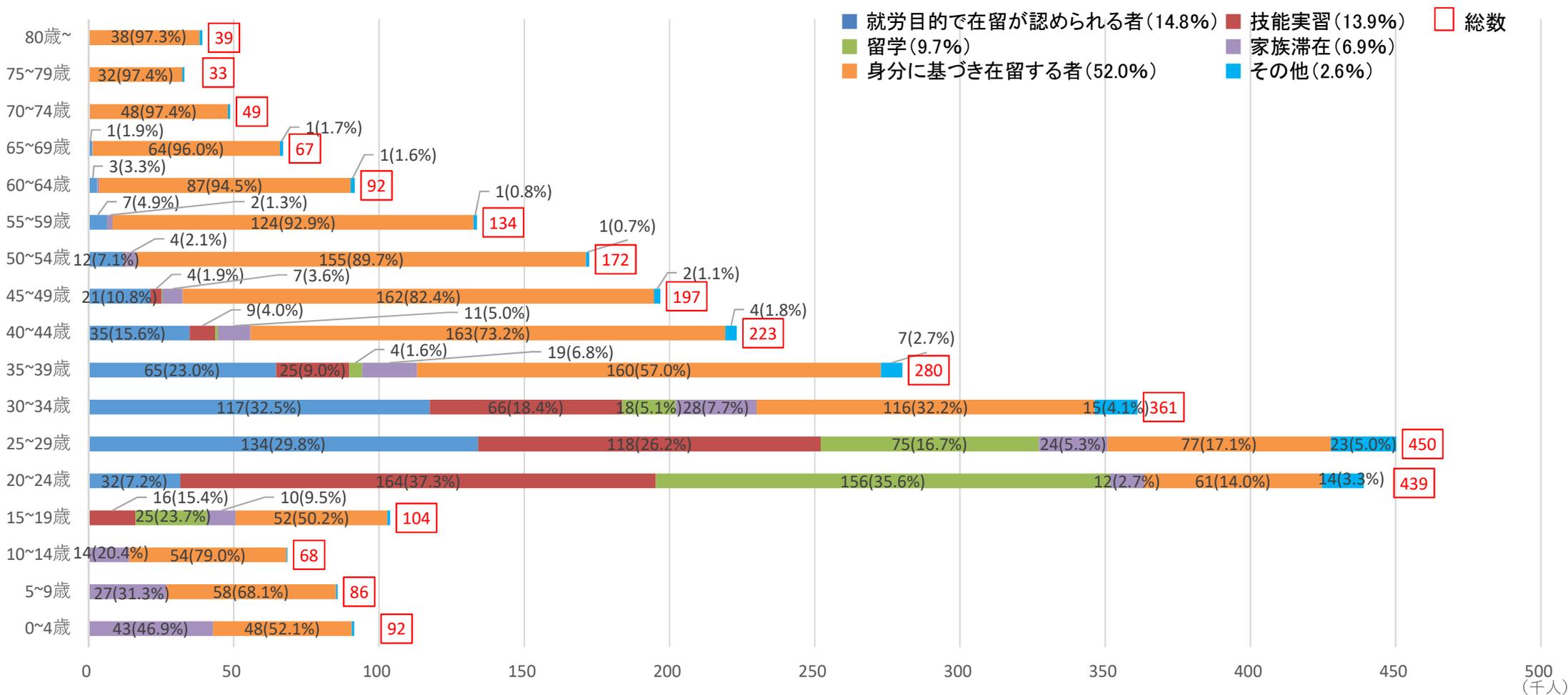
※ 在留外国人統計から集計。1990年～2010年は外国人登録者数（各年12月末現在）。2015年以降は在留外国人人数（2015年～2019年は12月末現在、2020年のみ6月末現在）

# 国籍別・年代別在留外国人数の推移



※ 在留外国人統計から集計。2010年は12月末現在の外国人登録者数、2015年は12月末現在の在留外国人数、2020年は6月末現在の在留外国人数  
 ※ 2011年末までの統計は、外国人登録証明書の「国籍等」欄に「朝鮮」の表記がなされている者と「韓国」の表記がなされている韓国籍を有する者を合わせて「韓国・朝鮮」と計上していたため、「韓国」の2010年の数値は「韓国・朝鮮」の数値を示している。

# 年齢別・在留資格別在留外国人数の内訳（2020年6月）

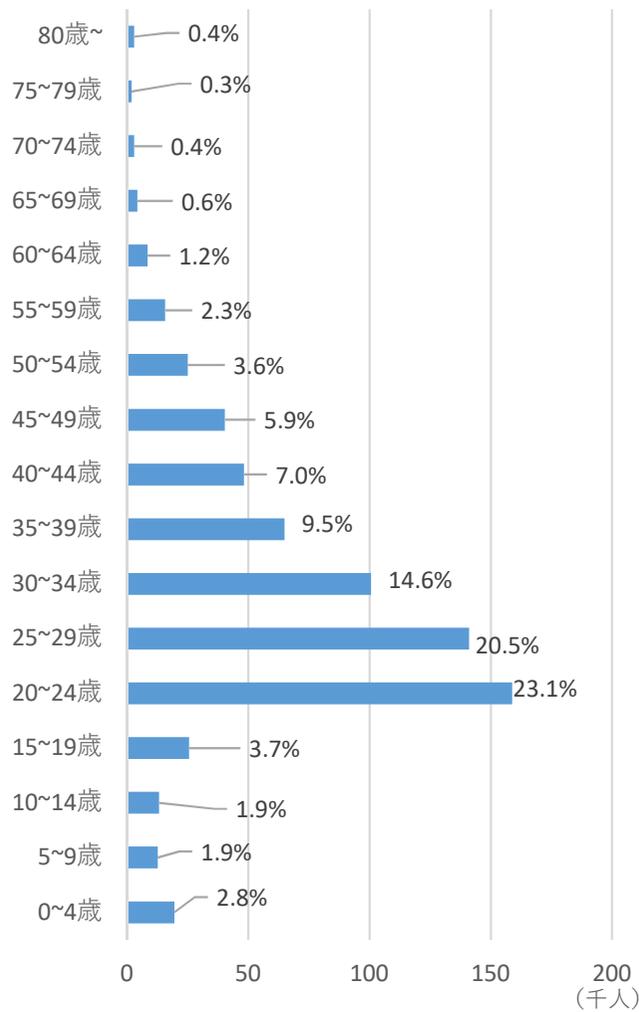


- ・20代においては、「技能実習」及び「留学」の割合が非常に高い。
- ・「就労目的で在留が認められる者」を見ると、25~29歳及び30~34歳において、その割合が高い。
- ・「身分に基づき在留する者」の割合は、0~19歳において全体に占める割合が高く、20~24歳において一度減少するが、その後増加し、55~59歳以降は90%以上を占めている。
- ・0~14歳では、年代が上がるにつれて、「家族滞在」の割合が徐々に減少している。

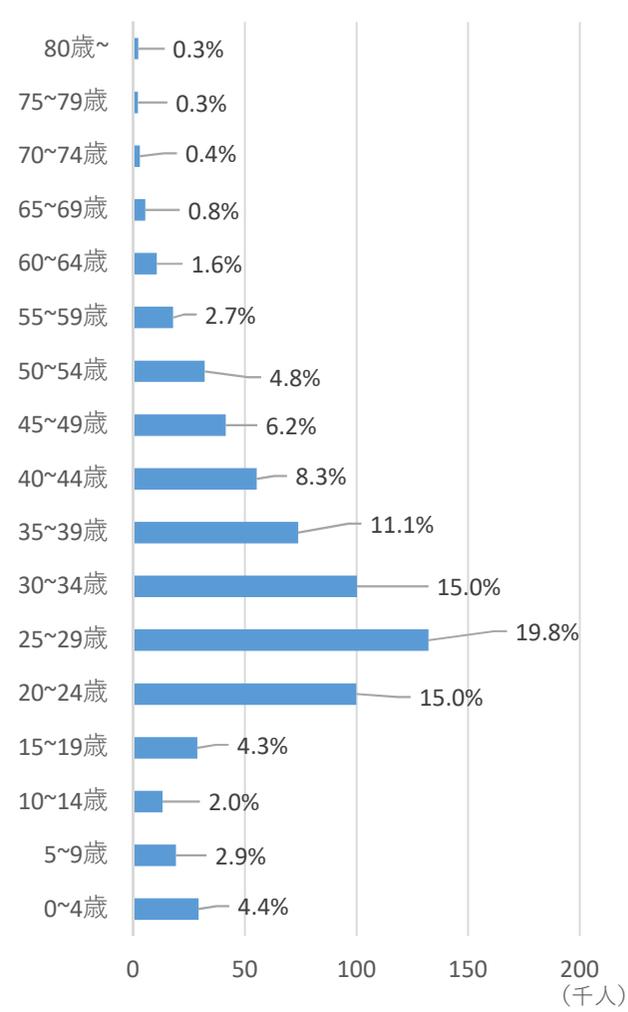
※ 「身分に基づき在留する者」：「日本人の配偶者等」、「定住者」、「永住者」、「永住者の配偶者等」、「特別永住者」  
 ※ 「就労目的で在留が認められる者」：いわゆる「専門・技術的分野」  
 ※ 「その他」：「文化活動」、「研修」、「特定活動」  
 ※ 在留外国人統計（2020年6月末現在）から集計（1,000人未満の数値はグラフ上から省略）

# 年齢別在留外国人数の内訳（中国）

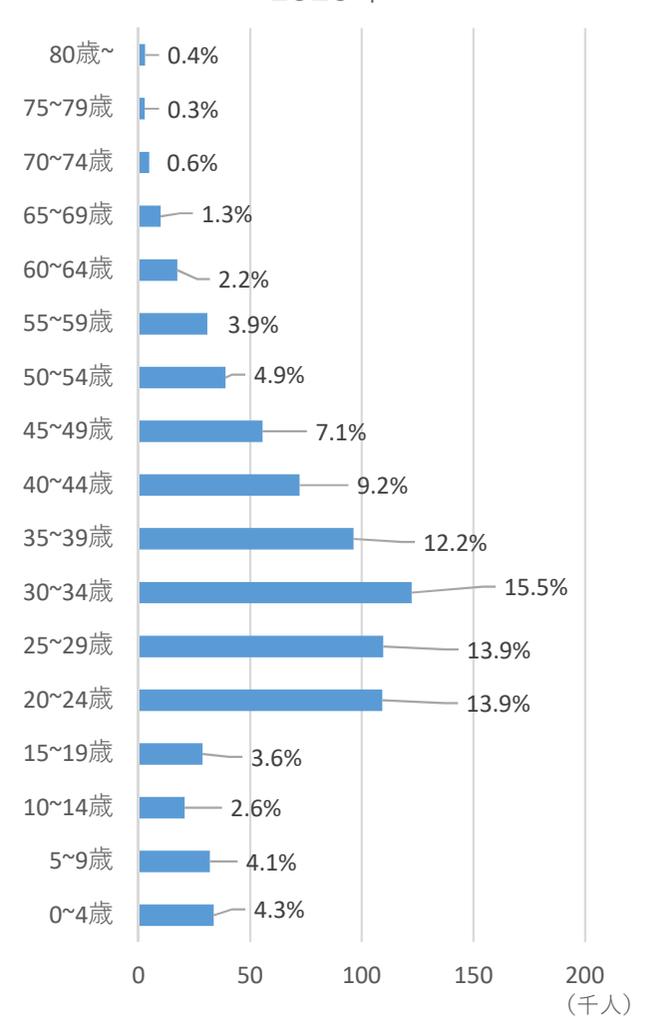
2010年



2015年



2020年

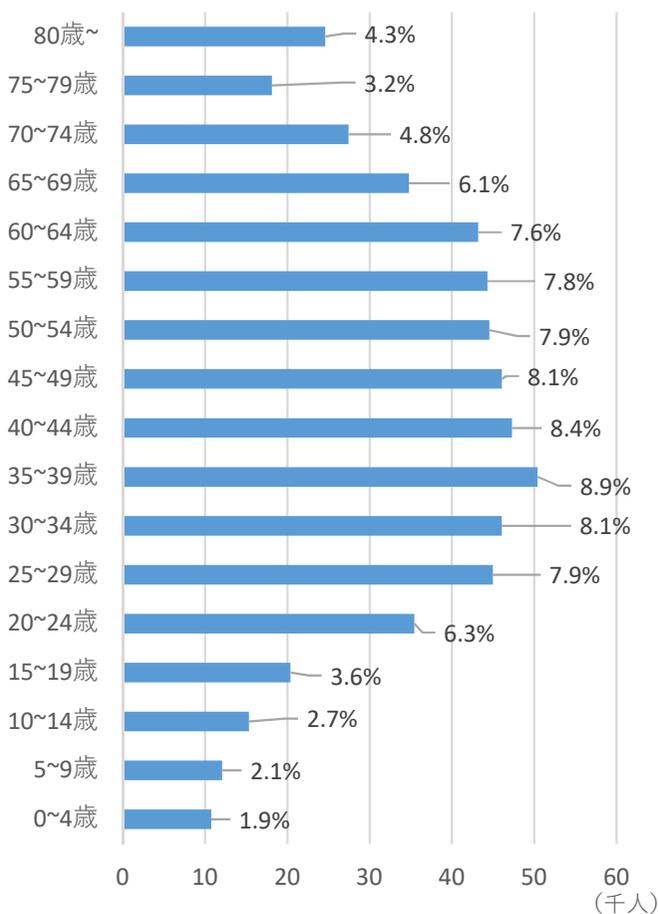


	0~4歳	5~9歳	10~14歳	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳~	合計
2010年	19,535 2.8%	12,726 1.9%	13,292 1.9%	25,700 3.7%	158,840 23.1%	141,048 20.5%	100,652 14.6%	65,034 9.5%	48,346 7.0%	40,446 5.9%	25,070 3.6%	15,812 2.3%	8,521 1.2%	4,276 0.6%	3,016 0.4%	1,884 0.3%	2,958 0.4%	687,156 100%
2015年	29,209 4.4%	19,131 2.9%	13,080 2.0%	28,703 4.3%	99,867 15.0%	132,162 19.8%	100,176 15.0%	73,833 11.1%	55,255 8.3%	41,397 6.2%	31,988 4.8%	17,888 2.7%	10,559 1.6%	5,404 0.8%	2,955 0.4%	2,070 0.3%	2,170 0.3%	665,847 100%
2020年	33,651 4.3%	31,895 4.1%	20,649 2.6%	28,550 3.6%	109,142 13.9%	109,589 13.9%	122,268 15.5%	96,224 12.2%	72,096 9.2%	55,518 7.1%	38,896 4.9%	30,775 3.9%	17,298 2.2%	9,875 1.3%	4,781 0.6%	2,708 0.3%	2,915 0.4%	786,830 100%

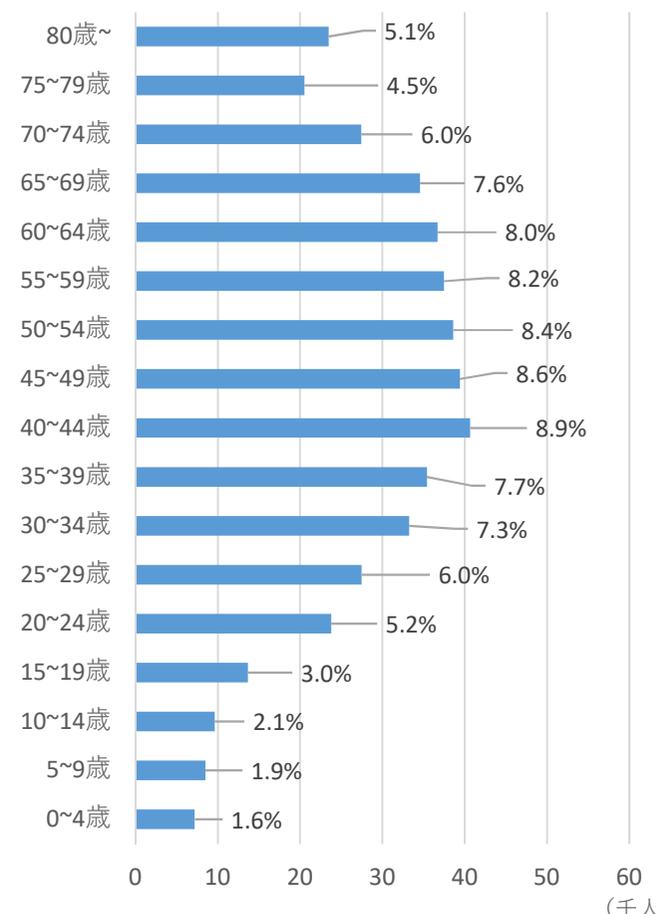
※ 在留外国人統計から集計。2010年は12月末現在の外国人登録者数、2015年は12月末現在の在留外国人数、2020年は6月末現在の在留外国人数

# 年齢別在留外国人数の内訳（韓国）

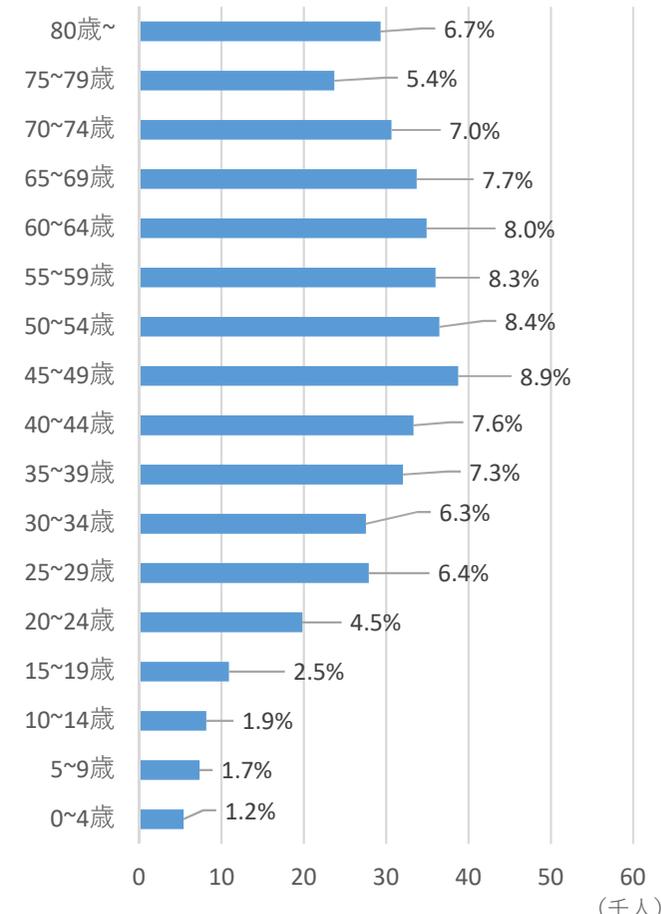
2010年 韓国・朝鮮



2015年 韓国



2020年 韓国

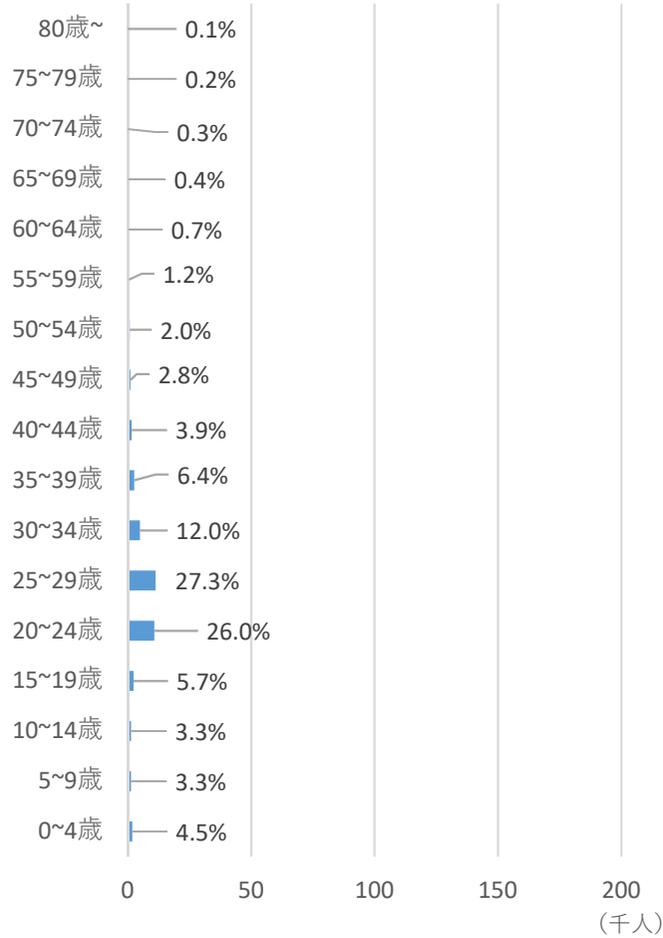


	0~4歳	5~9歳	10~14歳	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳~	合計
2010年	10,762 1.9%	12,112 2.1%	15,347 2.7%	20,394 3.6%	35,445 6.3%	44,991 7.9%	46,077 8.1%	50,407 8.9%	47,329 8.4%	46,058 8.1%	44,555 7.9%	44,313 7.8%	43,212 7.6%	34,777 6.1%	27,438 4.8%	18,153 3.2%	24,619 4.3%	565,989 100%
2015年	7,199 1.6%	8,491 1.9%	9,636 2.1%	13,641 3.0%	23,797 5.2%	27,484 6.0%	33,255 7.3%	35,401 7.7%	40,671 8.9%	39,404 8.6%	38,600 8.4%	37,476 8.2%	36,697 8.0%	34,581 7.6%	27,436 6.0%	20,529 4.5%	23,474 5.1%	457,772 100%
2020年	5,353 1.2%	7,298 1.7%	8,124 1.9%	10,879 2.5%	19,788 4.5%	27,858 6.4%	27,529 6.3%	31,999 7.3%	33,302 7.6%	38,731 8.9%	36,455 8.4%	35,967 8.3%	34,881 8.0%	33,693 7.7%	30,625 7.0%	23,693 5.4%	29,284 6.7%	435,459 100%

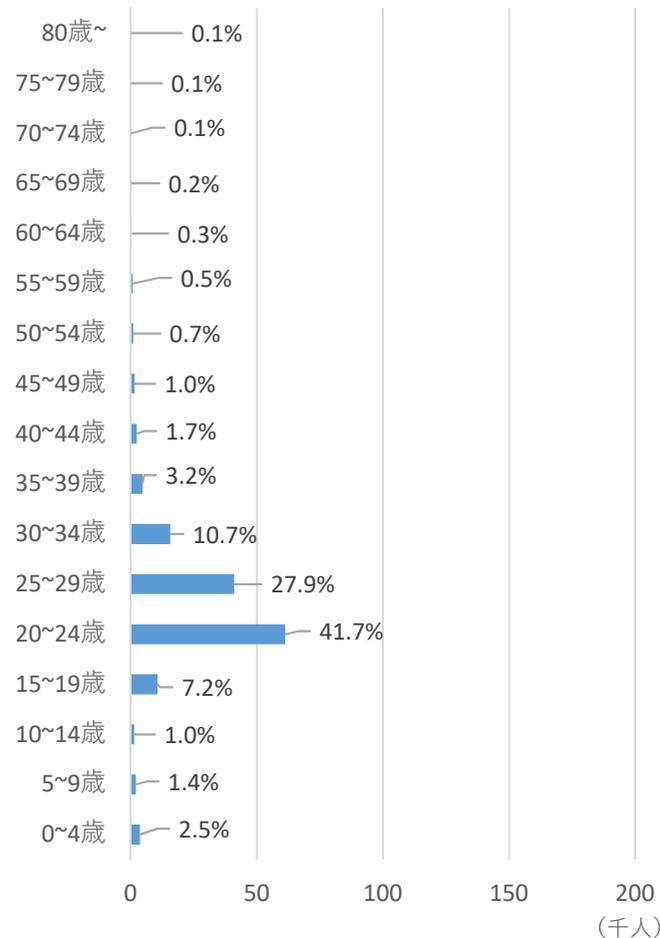
※ 在留外国人統計から集計。2010年は12月末現在の外国人登録者数、2015年は12月末現在の在留外国人数、2020年は6月末現在の在留外国人数  
 ※ 2011年末までの統計は、外国人登録証明書の「国籍等」欄に「朝鮮」の表記がなされている者と「韓国」の表記がなされている韓国籍を有する者を合わせて「韓国・朝鮮」と計上していたため、2010年の数値は、「韓国・朝鮮」の数値を示している。

# 年齢別在留外国人数の内訳（ベトナム）

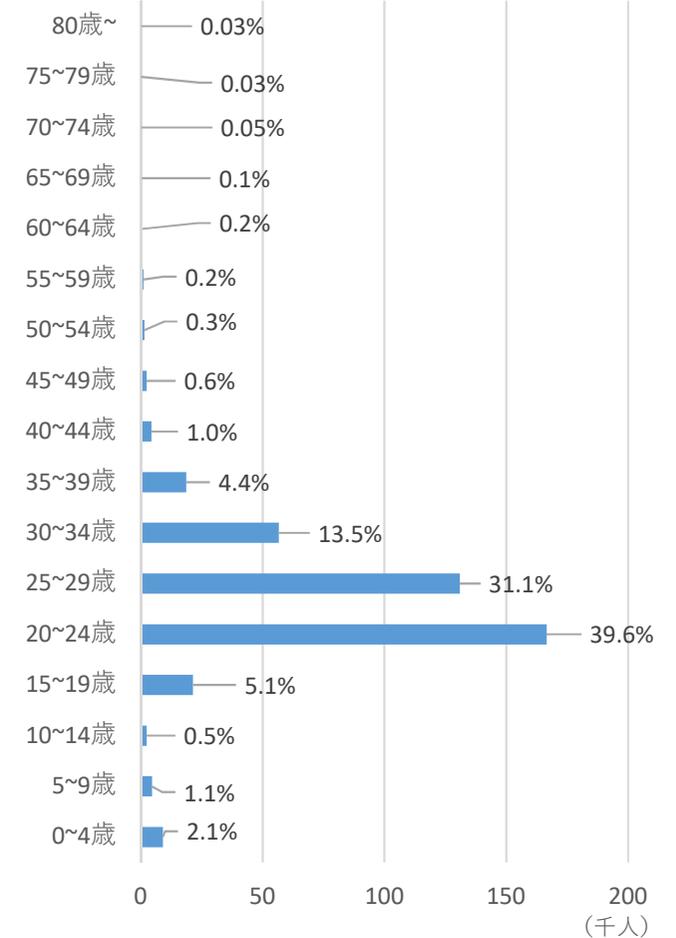
2010年



2015年



2020年

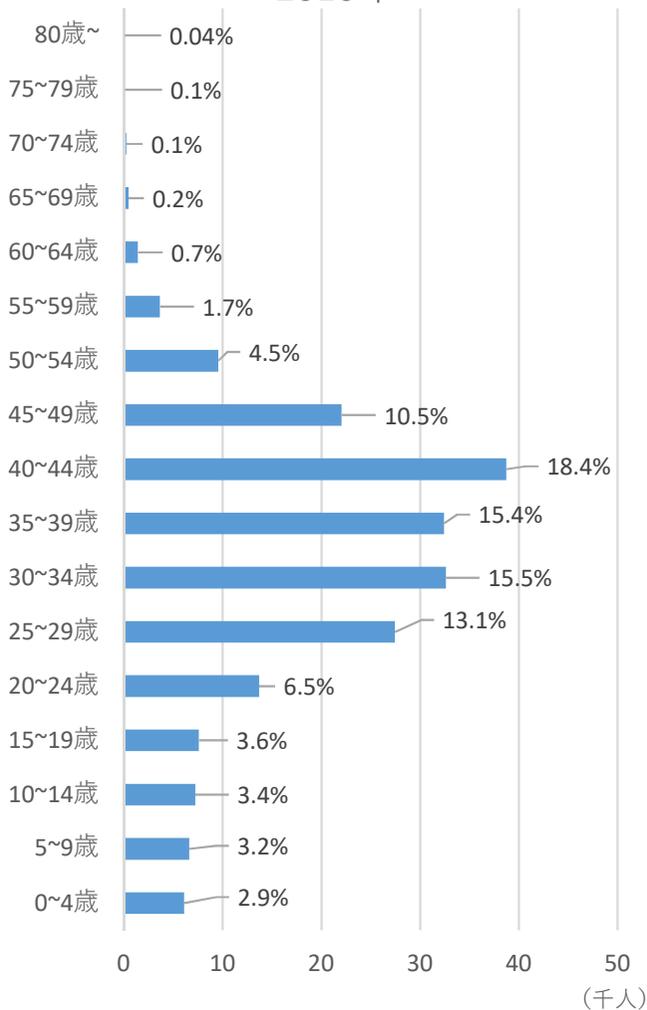


	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	合計
2010年	1,878 4.5%	1,372 3.3%	1,365 3.3%	2,387 5.7%	10,854 26.0%	11,402 27.3%	4,996 12.0%	2,689 6.4%	1,619 3.9%	1,155 2.8%	836 2.0%	500 1.2%	298 0.7%	176 0.4%	131 0.3%	77 0.2%	46 0.1%	41,781 100%
2015年	3,668 2.5%	1,985 1.4%	1,409 1.0%	10,578 7.2%	61,286 41.7%	41,021 27.9%	15,673 10.7%	4,641 3.2%	2,446 1.7%	1,462 1.0%	1,033 0.7%	749 0.5%	435 0.3%	251 0.2%	138 0.1%	98 0.1%	83 0.1%	146,956 100%
2020年	9,038 2.1%	4,587 1.1%	2,285 0.5%	21,334 5.1%	166,499 39.6%	130,866 31.1%	56,630 13.5%	18,644 4.4%	4,318 1.0%	2,353 0.6%	1,368 0.3%	1,005 0.2%	664 0.2%	403 0.1%	198 0.05%	112 0.03%	111 0.03%	420,415 100%

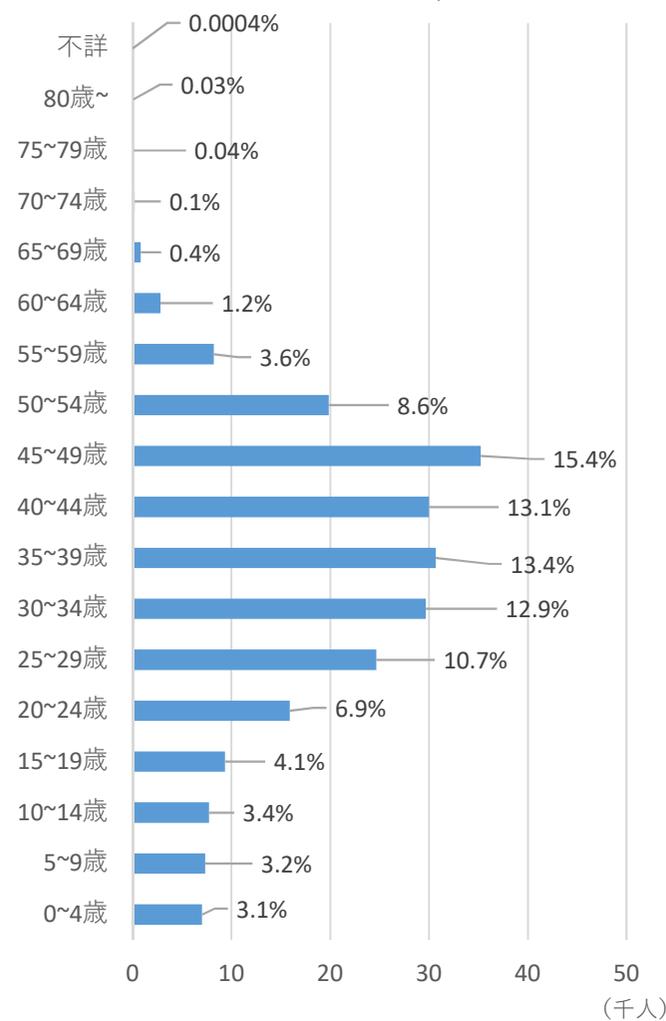
※ 在留外国人統計から集計。2010年は12月末現在の外国人登録者数、2015年は12月末現在の在留外国人数、2020年は6月末現在の在留外国人数

# 年齢別在留外国人数の内訳（フィリピン）

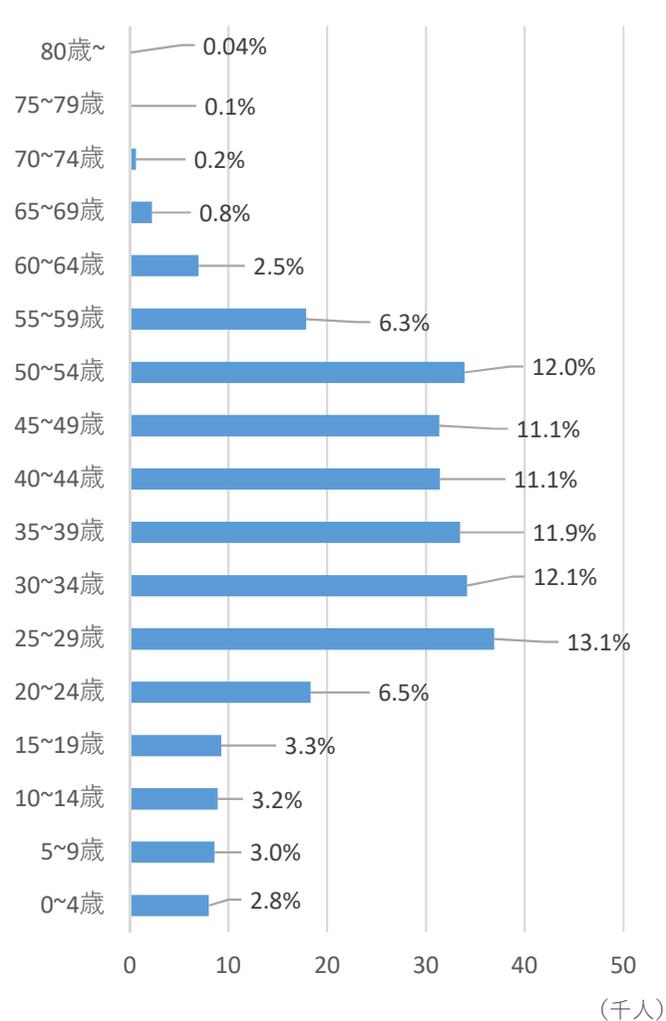
2010年



2015年



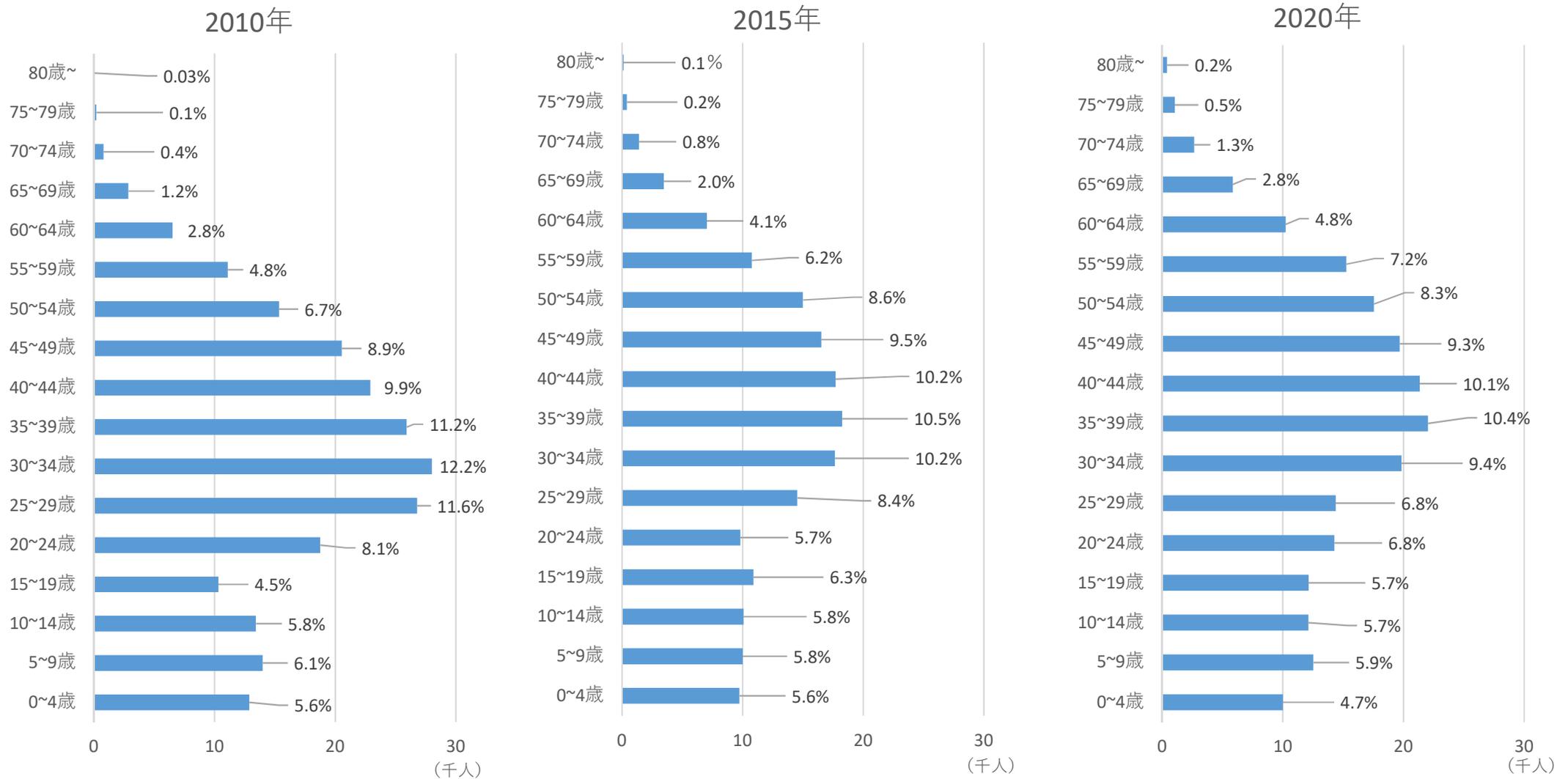
2020年



	0~4歳	5~9歳	10~14歳	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳~	不詳	合計
2010年	6,122 2.9%	6,636 3.2%	7,242 3.4%	7,614 3.6%	13,698 6.5%	27,461 13.1%	32,608 15.5%	32,424 15.4%	38,719 18.4%	22,055 10.5%	9,558 4.5%	3,665 1.7%	1,438 0.7%	488 0.2%	255 0.1%	111 0.1%	87 0.04%	-	210,181 100%
2015年	7,021 3.1%	7,343 3.2%	7,726 3.4%	9,330 4.1%	15,914 6.9%	24,648 10.7%	29,660 12.9%	30,667 13.4%	30,004 13.1%	35,243 15.4%	19,840 8.6%	8,205 3.6%	2,818 1.2%	819 0.4%	191 0.1%	101 0.04%	64 0.03%	1 0.0004%	229,595 100%
2020年	8,002 2.8%	8,570 3.0%	8,898 3.2%	9,251 3.3%	18,295 6.5%	36,890 13.1%	34,156 12.1%	33,439 11.9%	31,406 11.1%	31,331 11.1%	33,877 12.0%	17,838 6.3%	6,959 2.5%	2,254 0.8%	614 0.2%	144 0.1%	99 0.04%	-	282,023 100%

※ 在留外国人統計から集計。2010年は12月末現在の外国人登録者数、2015年は12月末現在の在留外国人数、2020年は6月末現在の在留外国人数 8

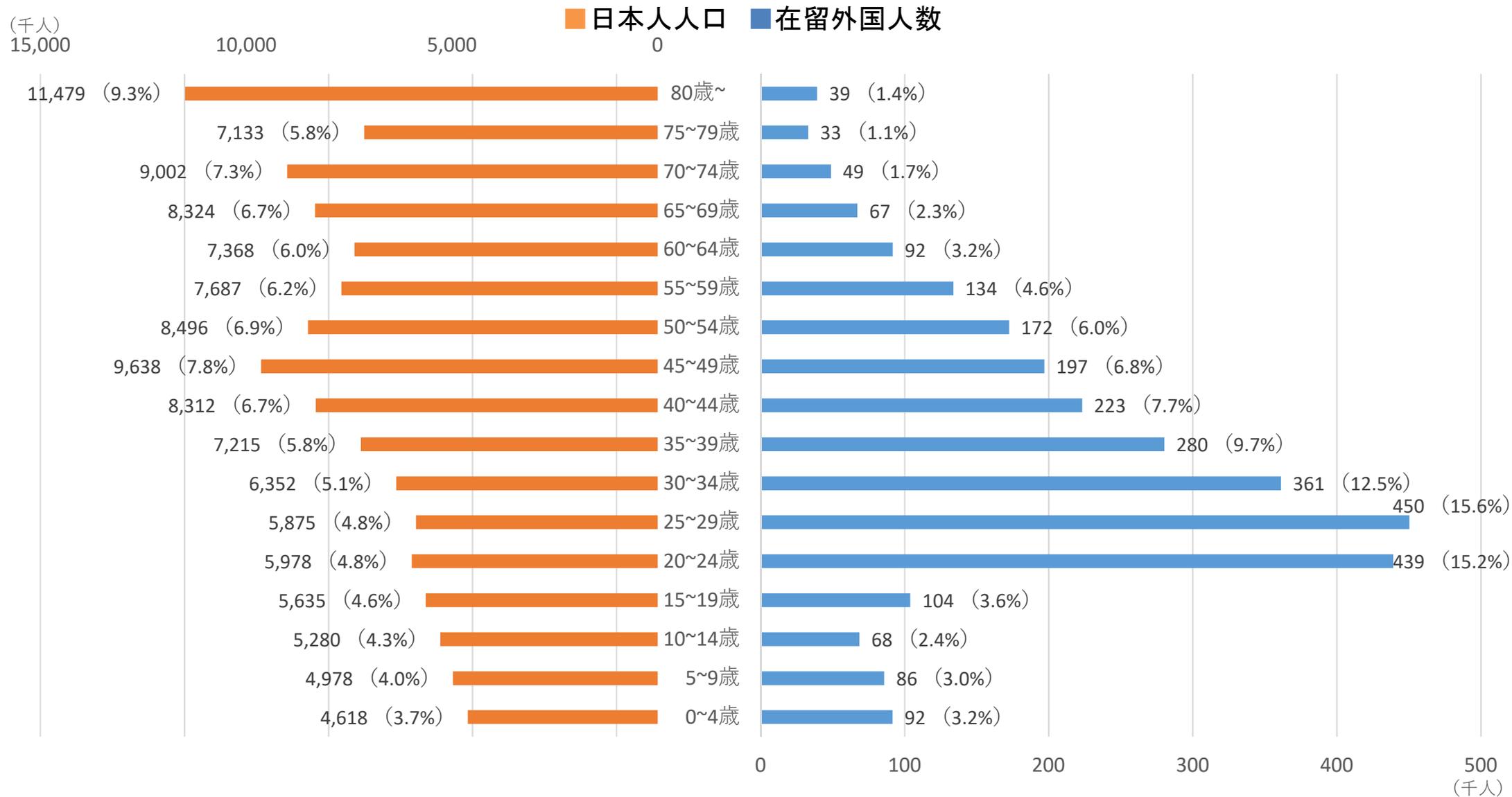
# 年齢別在留外国人数の内訳（ブラジル）



	0~4歳	5~9歳	10~14歳	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳~	合計
2010年	12,885 5.6%	13,993 6.1%	13,437 5.8%	10,326 4.5%	18,765 8.1%	26,801 11.6%	28,015 12.2%	25,927 11.2%	22,914 9.9%	20,547 8.9%	15,355 6.7%	11,102 4.8%	6,526 2.8%	2,867 1.2%	814 0.4%	212 0.1%	66 0.03%	230,552 100%
2015年	9,728 5.6%	10,009 5.8%	10,091 5.8%	10,899 6.3%	9,805 5.7%	14,535 8.4%	17,651 10.2%	18,244 10.5%	17,712 10.2%	16,524 9.5%	15,000 8.6%	10,766 6.2%	7,036 4.1%	3,479 2.0%	1,414 0.8%	401 0.2%	143 0.1%	173,437 100%
2020年	10,002 4.7%	12,517 5.9%	12,116 5.7%	12,122 5.7%	14,262 6.8%	14,372 6.8%	19,819 9.4%	22,017 10.4%	21,335 10.1%	19,676 9.3%	17,540 8.3%	15,242 7.2%	10,233 4.8%	5,839 2.8%	2,652 1.3%	1,033 0.5%	401 0.2%	211,178 100%

※ 在留外国人統計から集計。2010年は12月末現在の外国人登録者数、2015年は12月末現在の在留外国人数、2020年は6月末現在の在留外国人数

# 年齢別・在留外国人数と日本人人口の比較（2020年6月）



・年代別に見ると、65歳以上の高年期は、日本人は29.1%、在留外国人は6.5%、15~64歳の青年期・壮年期・中年期は、日本人は58.8%、在留外国人は85.0%となっている。

※ 在留外国人数については、在留外国人統計から集計（2020年6月末現在）

※ 日本人人口については、人口推計（総務省統計局）から集計（2020年6月1日現在）

# 総合的対応策におけるライフサイクルに応じた支援



幼年期  
(0～4歳)



少年期  
(5～14歳)



青年期・壮年期・中年期  
(15～64歳)



高年期  
(65歳～)

## 子育て・教育に関する支援

就学前の外国人の子供  
及びその親に対する支援

就学の促進、就学状況の把握

学校における指導体制の確保・充実

教師等の指導力の向上、支援環境の改善

中学生・高校生等の  
進学・キャリア形成支援

## 雇用・労働

適正な労働条件と雇用管理の  
確保、労働安全衛生の確保

就労の支援

## 高齢者に対する支援

- ・国においては、現状、外国人の高齢者対策にフォーカスした取組はない（総合的対応策に高齢者に特化した施策の登録はなし。）。

社会保険への加入促進等

住宅確保のための環境整備・支援

医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮等への対応

災害発生時の支援等

# 総合的対応策における主な取組

## 就学前の外国人の子供及びその親に対する支援

- ・市町村が実施する利用者支援事業に係る多言語化の促進及び保育施設における外国人乳幼児の円滑な受入れ支援《施策番号72》
- ・母子健康の多言語化、効果的な支援方法等の周知《施策番号103》
- ・幼児教育・保育の無償化についての広報の実施《施策番号104》
- ・保育所保育指針等により保育所等における外国籍の子供への配慮や保育所等から小学校への切れ目のない支援について地方公共団体への周知《施策番号105》
- ・保育所等における外国籍等の子供・保護者への対応についての取組事例を横展開《施策番号106》
- ・外国人幼児等に対する指導上の留意事項等の周知《施策番号107》
- ・外国人幼児のための就園ガイドを多言語・やさしい日本語で作成・周知《施策番号110》

## 就学の促進、就学状況の把握

- ・多言語に対応した、就学案内の徹底や就学ガイドブックの作成・配布《施策番号110》
- ・地方公共団体が講ずべき事項に関する指針の策定を通じ、学齢簿において外国人の子供の就学状況も一体的に管理・把握すること等の促進《施策番号110》
- ・多言語による就学案内文書等を掲載した情報検索サイト「かすたねっと」の機能強化・活用促進《施策番号110》
- ・地域の多様な主体と地方公共団体が連携し、就学状況把握や就学促進につながるよう支援を充実《施策番号110》

## 学校における指導体制の確保・充実

- ・義務標準法に基づいた日本語指導のための教師の基礎定数化《施策番号107》
- ・日本語指導補助者や母語支援員の配置等、指導体制構築等に対する支援《施策番号107》
- ・多言語翻訳システム、遠隔教育等ICTを活用した支援等、各地方公共団体が行う指導体制整備への支援《施策番号107》
- ・集住地域・散在地域それぞれにおける日本語指導の在り方について実践的な研究の実施《施策番号107》

## 総合的対応策における主な取組

### 教師等の指導力の向上、支援環境の改善

- ・教育委員会・大学等が実施すべき研修内容をまとめた「モデル・プログラム」の普及《施策番号108》
- ・外国人児童生徒等の指導を担当する教師向けの研修用動画コンテンツの配信《施策番号108》
- ・独立行政法人教職員支援機構における「外国人児童生徒等に対する日本語指導者養成研修」による研修指導者の養成《施策番号108》
- ・地方公共団体が実施する研修への講師として「外国人児童生徒等教育アドバイザー」を派遣《施策番号108》

### 中学生・高校生等の進学・キャリア形成支援

- ・高校及び大学の修学支援制度についての積極広報の実施《施策番号104》
- ・教育委員会・学校と関係機関が連携して行う、日本語指導やキャリア教育の充実、生活相談の実施等の包括的な支援の促進《施策番号109》
- ・全て都道府県で公立高等学校入試における、帰国・外国人生徒特別定員枠の設置等を目指した取組《施策番号109》
- ・高等学校における効果的な日本語指導・教科指導等を実施するためのカリキュラム等の構築《施策番号109》

## 総合的対応策における主な取組

### 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保

- ・労働関係法令の遵守に向けた周知及び雇用管理改善に向けた相談・指導の充実等《施策番号137》
- ・技能実習制度における賃金払い等の不適正事案に対する外国人技能実習機構による実地検査の迅速・効果的な実施《施策番号138》
- ・外国人労働者に理解できる安全衛生教育実施のための事業主への指導・支援《施策番号139》
- ・労働局や労働基準監督署における労働相談の多言語対応《施策番号140》
- ・事業主と外国人労働者の意思疎通の促進及び外国人労働者の職場定着のための事業主の取組への支援《施策番号133》
- ・職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応等の多言語化《施策番号141》
- ・技能実習生の保護のための母国語による相談対応《施策番号181》

### 就労の支援

- ・ハローワークにおける多言語での専門相談員による職業相談や多言語での相談対応等による就職支援《施策番号143、145》
- ・日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした研修事業の実施《施策番号145》
- ・定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練の実施、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置等《施策番号146》
- ・人材開発支援助成金制度の周知・広報による外国人を含む労働者の職業訓練等に取り組む事業主等への支援《施策番号147》
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける外国人を雇用する事業者の雇用維持支援及び離職を余儀なくされた外国人労働者に対する就職支援等《施策番号148》

# 総合的対応策における主な取組

## 社会保険への加入促進等

- ・外国人を雇用する事業所や雇用されている外国人に対する社会保険への加入促進等《施策番号149》
- ・地方公共団体における外国人の国民健康保険制度への加入促進のための取組の支援《施策番号150》
- ・地方出入国在留管理官署やハローワーク等の関係行政機関の連携による社会保険への加入促進等《施策番号151》

## 住宅確保のための環境整備・支援

- ・「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」及び「部屋探しガイドブック」の多言語・やさしい日本語化、「外国人のための賃貸住宅入居の手引き」の作成《施策番号84》
- ・公営住宅に関し、外国人を日本人と同様の入居申込資格を認める取扱いとするための取組の推進《施策番号85》

## 医療・保健サービスの提供環境の整備等

- ・電話通訳及び多言語翻訳システムの利用促進、外国人患者受入れに関するマニュアルの整備等外国人患者が安心して受診できる体制の整備《施策番号64》
- ・地域の外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関における医療通訳者や医療コーディネーターの配置、院内の多言語化に係る支援等《施策番号65》
- ・外国人患者等の受益者の適切な費用負担の下での電話通訳の利用促進、全ての医療機関における外国語対応の推進等《施策番号66》
- ・医療通訳の養成の促進及び質の向上《施策番号67》

## 総合的対応策における主な取組

### 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実

- ・外国人向けの交通安全教育や交通安全に関する広報啓発活動等《施策番号77》
- ・110番通報における三者通話システムの活用、事件・事故等の現場における多言語翻訳機能を有する装備資機材の活用《施策番号78》
- ・通訳人を同行した巡回連絡の実施、外国人に対する110番通報講習や防犯教室の開催、自主防犯団体との合同パトロールの実施等防犯対策の充実《施策番号79》
- ・消費生活センター等の多言語対応の充実等《施策番号81》
- ・日本司法支援センター（法テラス）における「多言語情報提供サービス」の利便性の向上等《施策番号82》
- ・法務省の人権擁護機関における多言語に対応した人権相談及び調査救済手続の周知《施策番号7》
- ・生活困窮者に対する相談窓口への通訳配置、外国人をサポートする団体等との連携等による経済的困窮や地域社会からの孤立等に対する支援ニーズへの対応《施策番号83》

### 災害発生時の情報発信・支援等の充実

- ・防災・気象情報に関する多言語辞書の作成、多言語辞書の「Safety tips (※)」への反映及び気象庁ホームページの多言語化《施策番号73》  
(※) 緊急地震速報や国民保護情報等の緊急情報を発信するプッシュ型情報発信アプリ
- ・「災害時外国人支援情報コーディネーター」の養成《施策番号74》
- ・119番通報における電話通訳センターを介した同時通訳の体制整備及び消防本部への多言語音声翻訳アプリの導入促進《施策番号76》

# 利用者支援事業

令和2年度予算 1,453億円の内数 → 令和3年度予算案 1,691億円の内数  
(子ども・子育て支援交付金(内閣府)及び重層的支援体制整備事業交付金(厚生労働省))



利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行うものである。

## 3つの事業類型

### 基本型

○基本型は「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

#### 【利用者支援】

- 地域子育て支援拠点等の身近な場所で、
    - 子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
    - 子育て支援に関する情報の収集・提供
    - 子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援
- 当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

#### 【地域連携】

- より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
  - 地域に展開する子育て支援資源の育成
  - 地域で必要な社会資源の開発等
- 地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員(利用者支援専門員)を1名以上配置

※子ども・子育て支援に関する事業(地域子育て支援拠点事業など)の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修(地域子育て支援コース)の「利用者支援事業(基本型)」の研修を修了した者等

- 実施主体 市町村(特別区を含む)
- 負担割合 国(2/3)、都道府県(1/6)、市町村(1/6)  
※令和3年度より、国庫負担割合を引き上げ(1/3→2/3)

○主な補助単価(令和3年度予算案) ※母子保健型は、職員が専任の場合

基本事業	基本型	特定型	母子保健型
	7,604千円	3,075千円	14,209千円

#### 【加算事業】

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応	多機能型事業(新規)
1,406千円	757千円	1,082千円	1,875千円	805千円	750千円	3,194千円

【開設準備経費】改修費等 4,000千円

### 特定型(いわゆる「保育コンシェルジュ」)

○主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員(利用者支援専門員)を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修(地域子育て支援コース)の「利用者支援事業(特定型)」の研修を修了している者が望ましい

### 母子保健型

○主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置 ※職員は専任が望ましい

○実施か所数の推移

(単位:か所数)

	基本型	特定型	母子保健型	合計
30年度	720	375	1,183	2,278
元年度	805	389	1,330	2,524

#### 【令和3年度新規】

- 基本型について、地域の支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくりや情報連携システムの構築等を行う経費を支援する。
- 特定型(保育コンシェルジュ)について、待機児童数が50人未満である市町村でも「新子育て安心プラン」に参画すれば利用可能に実施要件を見直す。
- 母子保健型について、困難事例への対応等の支援を行う専門職(SW、PSW、心理職等)を配置するため、単価を拡充する。

## 家庭支援推進保育事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算：402億円の内数)

### 事業内容

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等に配慮が必要な家庭や、外国人子育て家庭について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要な家庭における子どもを多数(40%以上)受け入れている保育所に対して加配を行う。

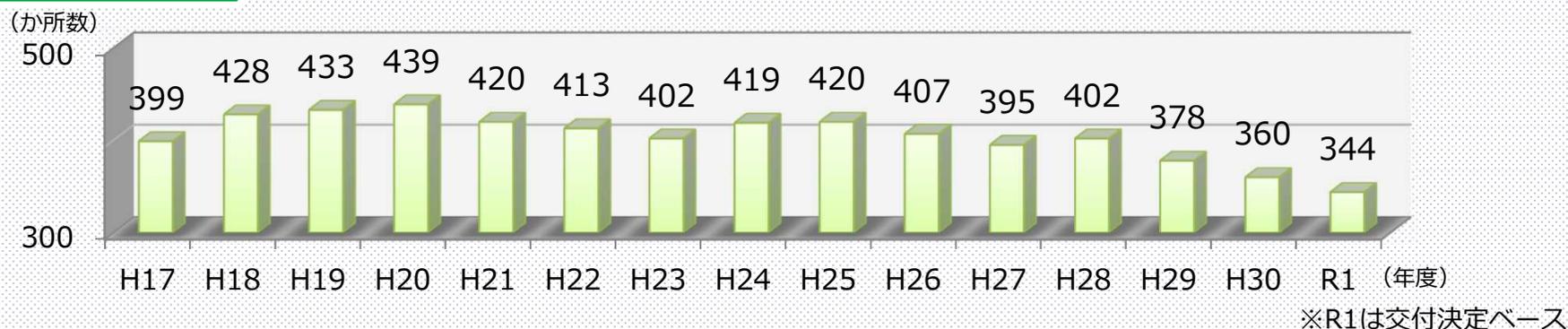
### 令和3年度予算における対応《拡充》

特別な配慮が必要な児童のうち外国人子育て家庭の児童が占める割合が特に高い保育所等について、加配保育士2名分の補助基準額を適用するように拡充する。

### 実施主体・補助基準額・補助割合

実施主体 : 市区町村  
 補助基準額(案) : 1か所当たり 3,867千円  
 (外国人子育て家庭の児童が占める割合が特に高い(20%以上)場合)  
 1か所当たり 7,734千円  
 補助割合 : 国：1/2、市区町村：1/2

### 事業実績



## 外国人労働者の雇用状況

- ▶ 日本で就労している外国人労働者数・外国人労働者を雇用する事業所数は、いずれも**平成19年の外国人雇用状況届出の義務化以降、過去最高を更新**
- ▶ 一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人労働者の解雇や雇止め等の発生が懸念される

## 課題

- ▶ 外国人労働者の特性に応じた**適正な雇用管理の確保**
- ▶ 外国人雇用状況届出による**外国人労働者の就業状況の的確な把握**
- ▶ 雇用調整助成金の活用等による**外国人労働者の雇用維持**

## 具体的施策

外国人労働者の雇用管理状況の確認及びその改善のための助言・指導 など



### 就職支援コーディネーター (外国人雇用管理分)

- 外国人雇用管理指針に基づく、外国人を雇用する事業主への事業所訪問等による雇用管理改善のための助言・援助 など

### 職業相談員 (外国人雇用管理分)

- 就職支援コーディネーターの業務補助
- 事業所訪問指導等の事前準備

### 外国人雇用管理アドバイザー

- 外国人を雇用する事業主に対する 高度かつ専門的な指導・援助  
※ 事業所から労働局への依頼に応じて活動

## 背景

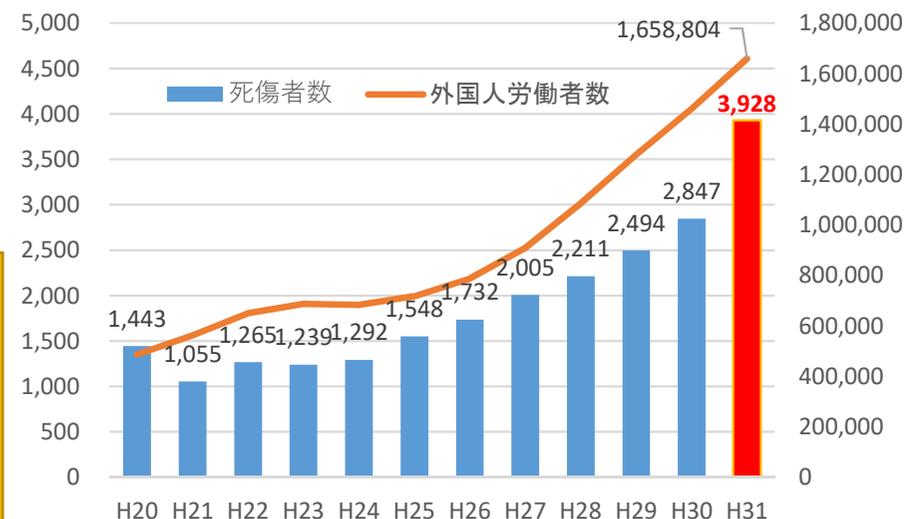
### ◆ 外国人労働者数の増加もあり、外国人労働者の労働災害は増加傾向

- H31年より新たな外国人材の受入（特定技能）の開始

外国人労働者が安心・安全に働ける環境の整備が喫緊の課題

→ 外国人労働者に対して適切な安全衛生教育等が実施できるよう事業者に対する指導・支援が必要

外国人労働者数と外国人死傷者数の推移



令和2年度

### 外国人労働者安全衛生対策費

#### (1) 視聴覚教材等の作成・充実

- 安全衛生教育用視聴覚教材の作成
  - 【業種別】陸運業、小売業・・・等
  - 【作業別】鍛造、鋳造、溶接、玉掛け、化学物質管理・・・等
  - 【危険有害要因別】クレーン、化学物質、フォークリフト・・・等

#### (2) 事業者向けセミナー

- 外国人労働者に対して安全衛生教育を行う者を対象としたセミナー（47都道府県で開催、安全衛生教育用視聴覚教材等の活用促進）

令和3年度

### 外国人労働者安全衛生対策費

#### (1) 外国人労働者向け視聴覚教材等の作成

- 安全衛生教育用視聴覚教材の作成
  - 【業種別】木材・木製品製造業、窯業土石製造業、鉄鋼業、卸売・倉庫業
  - 【作業別】塗装、メッキ、重量物取扱い
  - 【危険有害要因別】交通事故

#### (2) 技能講習補助教材の作成

- 補助テキスト、講習用パワーポイント、実務用語集の作成

#### (3) 非言語教育教材の作成

- VR教育教材の開発（作成）及び体験会の実施

## 外国人労働者相談コーナー

- 全国の都道府県労働局及び労働基準監督署等69か所に設置
- 13言語の母国語に対応 (※)

## 外国人労働者向け相談ダイヤル

- 全国どこからでも相談が可能  
左記の「外国人労働条件相談コーナー」の相談窓口  
にダイレクトに接続
- 13言語の母国語に対応した電話番号を設定 (※)



## 労働条件相談ほっとライン

- 【フリーダイヤル】0120-811-610 (はい!ろうどう)
- 平日夜間・土日祝日の電話相談に無料に対応
- 13言語の母国語に対応した電話番号を設定 (※)

### 労働条件相談ほっとラインコールセンター (委託事業)

○自分の労働条件は、労働基準法などに違反しているのではないか？

問題解決の方法や管轄の労働基準監督署を紹介

○労働基準法などの規定の意味は？

規定の解釈等について丁寧に説明

○労働基準法などの法令以外に関する質問

総合労働相談コーナーなどの相談機関を紹介

相談をされた方が労基署への情報提供を希望した場合

情報提供

管轄の都道府県労働局・労働基準監督署

受付時間：平日 17時～22時  
土日祝 9時～21時  
※年末年始(12月29日～1月3日)は除く。

### (※) 13言語に対応

英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、  
タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語、  
ネパール語、韓国語、タイ語、インドネシア語、カンボジア語、モンゴル語

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）及び総合労働相談コーナーでは、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応等を実施している。

昨今、外国人労働者の増加や多国籍化に伴い、多様な言語による相談に対して的確に対応するニーズが高まっていることから、14カ国語による電話通訳サービスである「多言語コンタクトセンター」を全ての雇用環境・均等部（室）及び総合労働相談コーナーで活用するとともに、外国人労働者に対する簡易な案内として多言語音声翻訳システム（アプリ）を雇用環境・均等部（室）に引き続き設置することにより、多言語対応力を強化する。

## ■ 業務内容

### <多言語コンタクトセンター>

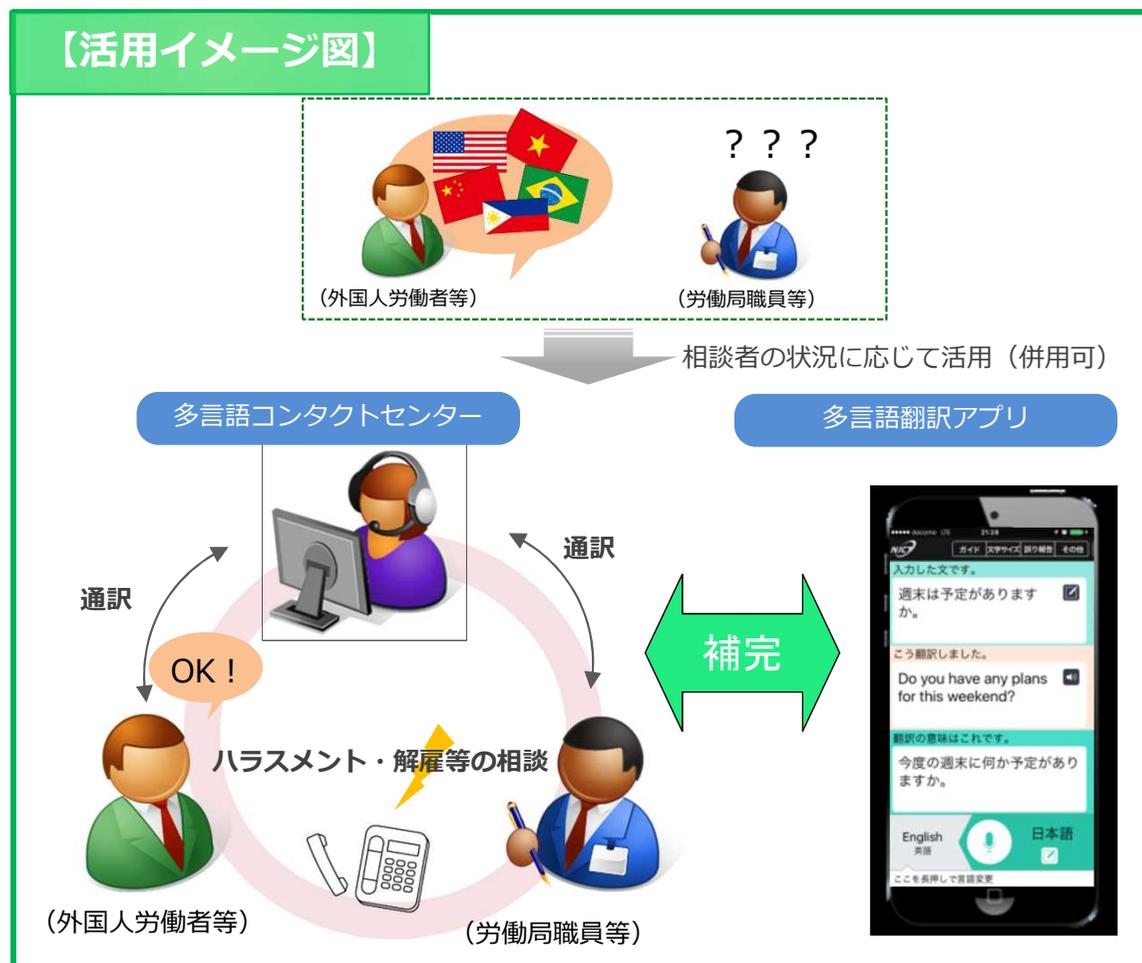
- ・ 電話通訳による職員及び外国人労働者間のコミュニケーションを支援。
- ・ 職員の依頼に基づく簡易な文書翻訳支援。
- ・ 対応外国語：英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語

\* サービス提供時間：平日 8:30～17:15

### <多言語音声翻訳システム（アプリ）>

- ・ 来庁した外国人労働者が、労働局に設置したタブレット上で翻訳アプリを利用しながら相談。
- ・ 対応外国語：30カ国語

## 【活用イメージ図】



「**母国語相談**」として、**曜日を決めて主要な言語により、電話やメール等で相談対応を実施。**  
 また、**地方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応（平日 9:00～17:00）を実施。**  
 さらに、技能実習生に対する**各種支援策などについて、SNS（Facebook、Twitter）により、母国語等で情報を発信**（URL：<https://www.otit.go.jp/sns/index.html>）。

## 母国語相談の実施日時

技能実習生であれば、誰でも**電話、電子メール、手紙**によって、**8か国語での申告・相談が可能**。電話料金はフリーダイヤルで無料。**令和3年4月21日より、暴行や脅迫等の緊急案件の相談に関する専用窓口を開設。**（下記電話番号にダイヤル後、**アナウンスが専用窓口を案内**）

対応言語	対応日時	電話番号 ※時間外は留守番電話で受付	母国語相談サイトURL ※メールでの相談はこちらで受付
ベトナム語	月～金、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-168	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/</a>
中国語	月、水、金、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-169	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/</a>
インドネシア語	火、木 11:00～19:00	0120-250-192	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/</a>
フィリピン語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-197	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/</a>
英語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-147	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/</a>
タイ語	木、日 11:00～19:00 (日曜：9:00～17:00)	0120-250-198	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/th/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/th/</a>
カンボジア語	木 11:00～19:00	0120-250-366	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/kh/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/kh/</a>
ミャンマー語	火 11:00～19:00	0120-250-302	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/mm/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/mm/</a>

# 外国人就労・定着支援研修事業

## 1 趣旨・目的

- 日系人等の定住外国人は、日本の職場におけるコミュニケーション能力の不足や我が国の雇用慣行に不案内であること等から、不安定な雇用形態で働く者も多く、安定的な職業に就くための支援を行うことが必要。
- 身分に基づく在留資格の外国人等を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上や、ビジネスマナー、雇用慣行、労働関係法令及び社会保障制度等に関する知識の習得を目的とする研修を実施することにより、国内企業における安定的な就職と職場定着の促進を図る。

## 2 事業概要

受講対象者	身分に基づく在留資格の外国人等									
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受講者の能力に応じてコースのレベルを設定</li> <li>● ビジネスマナーや我が国の雇用慣行等に関する講義、職場体験の実施（全レベル共通）</li> <li>● 1コースあたりの総研修時間は<b>100時間</b>に設定（概ね2ヶ月）</li> <li>● 実施地域の実情や受講者ニーズを踏まえ、夜間や土日に開講するコースも設定</li> </ul>									
実施規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 定住外国人が集住する地域を中心に全国<b>110地域</b>、<b>300コース</b>、受講者<b>6,000名</b>規模で実施</li> </ul> <p>[参考] 令和元年度実績</p> <table border="0"> <tr> <td>実施地域数</td> <td>…</td> <td>98地域</td> </tr> <tr> <td>実施コース数</td> <td>…</td> <td>296コース</td> </tr> <tr> <td>受講者数</td> <td>…</td> <td>5,241名</td> </tr> </table>	実施地域数	…	98地域	実施コース数	…	296コース	受講者数	…	5,241名
実施地域数	…	98地域								
実施コース数	…	296コース								
受講者数	…	5,241名								

## 定住外国人向け職業訓練コースについて

- 公共職業訓練（離職者訓練）として都道府県から民間教育訓練機関に委託して実施するもののうち、下記の内容で実施するもの

### 【事業概要】

- ① 求職中の日系人等の定住外国人のうち、訓練の受講に当たって一定の日本語能力を有する者に対して、その日本語能力等に配慮した職業訓練を実施。
- ② 都道府県又は公共職業能力開発施設に定住外国人職業訓練コーディネーターを配置し就職支援や関係機関等との連携調整を実施。

### 【令和元年度実績】

実施地域： 静岡県、愛知県、滋賀県、兵庫県、徳島県（5県）

受講者数： 109名（10コース）

コース例： 介護職員養成、パソコン技能

# 人材開発支援助成金

○職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内の人材育成を支援

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額 注：( )内は中小企業事業主以外	
				生産性要件を満たす場合
特定訓練コース	・事業主 ・事業主団体等	・労働生産性の向上に直結する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇成型訓練(※1) について助成	OFF-JT 経費助成：45(30)% 【60(45)% (※2)】 賃金助成：760(380)円/時・人  OJT<雇成型訓練に限る> 実施助成：665(380)円/時・人	OFF-JT 経費助成：60(45)% 【75(60)% (※2)】 賃金助成：960(480)円/時・人  OJT<雇成型訓練に限る> 実施助成：840(480)円/時・人
一般訓練コース	・事業主 ・事業主団体等	・他の訓練コース以外の訓練 について助成	OFF-JT 経費助成：30% 賃金助成：380円/時・人	OFF-JT 経費助成：45% 賃金助成：480円/時・人
特別育成訓練コース (※3)	・事業主	・一般職業訓練 ・有期実習型訓練 ・中小企業等担い手育成訓練 について助成	OFF-JT 経費助成：実費(※4) 賃金助成：760(475)円/時・人  OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：760(665)円/時・人	OFF-JT 経費助成：実費(※4) 賃金助成：960(600)円/時・人  OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：960(840)円/時・人
教育訓練休暇付与コース	・事業主	・有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	定額助成：30万円	定額助成：36万円
		・事業主が長期の教育訓練休暇制度を導入し、一定期間以上の休暇取得実績が生じた場合に助成	経費助成(定額)：20万円 賃金助成<有給の場合に限る>：6,000円/日・人	経費助成(定額)：24万円 賃金助成<有給の場合に限る>：7,200円/日・人

※1 ・特定分野認定実習併用職業訓練(建設業、製造業、情報通信業の分野)、認定実習併用職業訓練

※2 ・雇成型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練の場合

・セルフ・キャリアドック制度導入企業の場合

※3 ・非正規雇用労働者が対象

※4 ・一人当たり。訓練時間数に応じた上限額を設定。(中小企業等担い手育成訓練は対象外)

※5 ・通信制(eラーニングを含む)の場合は、経費助成のみ対象とする

# ハローワークにおける外国人労働者に係る相談支援等の実施

令和3年度においては、令和2年度補正予算において講じた支援策(※)について、引き続き同水準を維持するとともに、今後の雇用情勢の変化に的確に対応するための取組みを実施する。

## 1. 外国人を雇用する事業主に対する相談支援

- 外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問等による雇用管理状況の確認、改善の為の助言・援助等を行うとともに、雇用維持のための相談・支援等についても積極的に実施する。

(※) 令和2年度補正予算において、就職支援コーディネーターを増員し、各種助成金の活用による雇用維持のための相談支援を実施

## 2. 外国人求職者に対する相談支援

- 専門相談員による職業相談や、外国人が応募しやすい求人の開拓・改善など、職業相談を強化することにより、更なるマッチングを促進し、外国人求職者の早期再就職支援・安定的な就労の確保に向けた支援を実施する。

(※) 令和2年度補正予算において、職業相談員を増員し、離職を余儀なくされた外国人求職者等の早期再就職に向けた相談支援を実施

## 3. 多言語相談支援体制・情報発信

- 職業相談窓口に通訳員を配置するとともに、電話通訳・多言語音声翻訳機器の活用や、外国人求職者への多言語による情報発信等により、多言語相談支援体制の整備を図る。

(※) 令和2年度補正予算において、  
・ 通訳員の増員や多言語音声翻訳機器の追加配付  
・ 雇用保険の手続き等の情報をリーフレット、動画、HP等でわかりやすく周知  
などにより、多言語相談支援体制や多言語による情報発信を強化

- コロナ禍において来所が困難な外国人求職者からの相談に対応するため、多言語に対応したハローワークコールセンターを継続して設置する。

(※) 令和2年度補正予算において、ハローワークコールセンターに多言語に対応するため機能を拡充



## 2 悪質な滞納者の情報共有

対象：納期限から1年を経過する滞納があり、自治体において、督促状等を送付するだけにとどまらず、財産調査や差し押さえなど積極的な滞納処分を十分に尽くしてもなお未納額の回収が不可能な外国人のみ通報（滞納していることに正当な理由があると認められる外国人は除く）

方法：当庁指定の電子データ等で送付

3 滞納者の把握

地方入管

4 変更・更新申請

5 納付指示

8 納付証明書提出

9 審査結果

自治体

1 滞納処分

6 納付

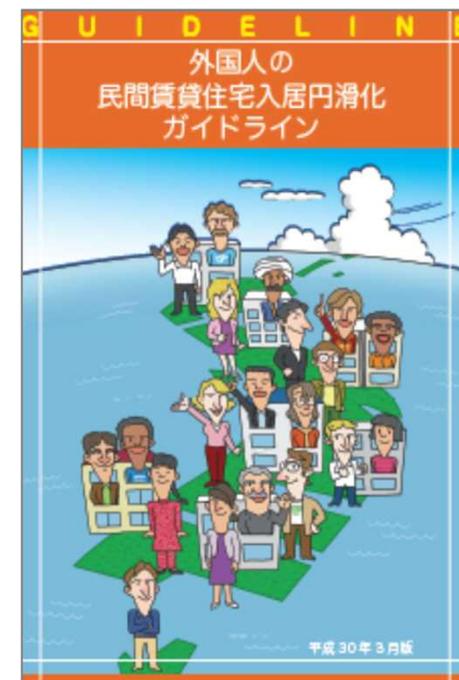
7 納付証明書交付

国民健康保険料（税）の外国人滞納者



## 1. 外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン

- 不動産事業者等向けに、外国人との契約の際に役立つ実務対応のマニュアルとして作成  
賃貸借契約にあたっての配慮事項や注意点、賃貸住宅標準契約書等(※多言語対応)を掲載  
※ 日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、  
インドネシア語、ミャンマー(ビルマ)語、カンボジア(クメール)語、タガログ語、モンゴル語
- 作成の経緯
  - 平成16年3月「規制改革・民間開放推進3カ年計画」、国土交通省「賃貸住宅市場整備研究会」外国人の入居を円滑化のため、実務対応マニュアルの作成が必要と指摘
  - 平成17年3月 「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」作成
  - 平成30年3月に「新たな住宅セーフティネット制度」を踏まえた見直しを実施
  - 改正入管法を受けて、令和元年11月に賃貸住宅標準契約書等の対応言語を拡充(8→14言語)



### 構成

#### 第1章 外国人の民間賃貸住宅への入居について

- <1> 需要が高まる賃貸住宅への外国人入居 <2> 外国人入居受入れのメリットとは
- <3> 外国人の入居事例 <4> ガイドラインの活用

#### 第2章 実務対応Q&A

#### 第3章 外国人の住まいに関する情報提供事例 等

#### 第4章 住宅セーフティネット制度の活用

#### 第5章 賃貸住宅標準契約書・入居申込書・重要事項説明書 等(多言語対応)

#### 資料編 希望条件チェックシート、入居審査必要書類チェックシート、入居の約束チェックシート(多言語対応)

## 2. 外国人向け部屋探しのガイドブック、リーフレット

- 【ガイドブック】外国人向けに、日本での部屋探しに役立つツールとして作成  
部屋の探し方、契約時に必要な書類、入居手続き、日本の生活ルール等を多言語で作成

### 構成

1. 部屋探しから入居まで
2. 部屋を借りるときに役立つ情報
3. 希望条件チェックシート、入居審査必要書類チェックシート、入居の約束チェックシート

- 【リーフレット】外国人向けに、日本での部屋探しの基本的な情報を掲載  
外国語を話せる不動産店のリストを掲載するウェブサイトや、外国語を話せる不動産店の店頭ステッカーを紹介

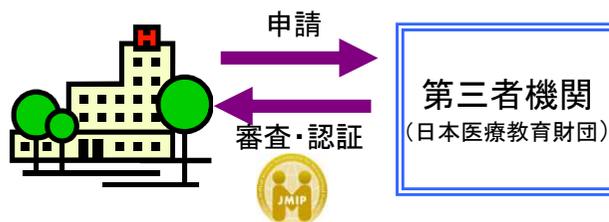


- 我が国の訪日外国人は3,188万人<sup>1)</sup>(2019年)、在留外国人は約293万人<sup>2)</sup>(2019年12月)と増加傾向。
- こうした中、外国人患者が安心して日本の医療機関を受診できるよう、国内の医療機関における外国人患者受入のための環境整備が不可欠。
- 今後は、都道府県が選定する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」(※)を中心に、医療通訳者等の配置支援、電話通訳の利用促進等を通じて、外国人患者の受入れ環境の更なる充実を目指す。

1) 日本政府観光局, 2) 法務省

## 外国人患者受入れに資する医療機関認証制度 推進事業

- 背景: 外国人が安心して医療機関を受診できる環境を整備するため、外国人患者受入体制について第三者認証制度が必要
- 事業概要: 医療機関の申請に基づき第三者機関(日本医療教育財団)が外国人患者の受入体制を審査・認証する制度(JMIP)に関する情報発信やセミナーの開催等を行う。



## 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進等事業

- 背景: 電話通訳は、利便性が高いものの、医療機関における認知度は十分でない
- 事業概要: 選定されたとりまとめ団体<sup>3)</sup>と電話通訳事業者との間で、一括して通訳の利用に係る契約(団体契約)を行い、傘下の医療機関が電話通訳を利用できるようにする。

3) 複数の医療機関から構成される法人(病院団体・グループ、医師会等)、地方公共団体等



## 医療通訳者・外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業

- 背景: 地域の外国人患者受入の拠点となる医療機関における多言語対応等の体制整備を進める必要がある
- 事業概要: 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関(※)から10~箇所を選定し、以下の支援を実施
  - ① 医療通訳者や外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置
  - ② 拠点的な医療機関の体制整備を支援するための情報提供や助言

※外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関  
「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて(依頼) (平成31年3月26日付け医政総発0326第3号、観参発800号)に基づき選出された医療機関

## 都道府県単位の医療・観光等連携ワンストップ対応

- 都道府県に、地域の課題の協議等を行う業界分野横断的な関係者による協議会を設置し、実態の把握・分析や受入医療機関の整備方針の協議、リスト作成と関係者への周知、地域の課題の協議などを行う。
- 都道府県に、医療機関等から寄せられる様々な相談にも対応できるワンストップ窓口を設置。

補助先: 都道府県  
補助率: 1/2



## 希少言語に対応した遠隔医療通訳サービス

- 民間サービスがなく、行政が通訳者を確保することも難しい希少言語に対応可能な遠隔医療通訳サービスを国が提供。



Sila menjaga diri sendiri  
Mangyaring alagaan ang iyong sarili  
Выздоровляйте

## 外国人患者受入れ医療コーディネーター養成研修

- 医療機関の外国人患者受入対応能力向上のため、医療コーディネーターの養成研修を実施。

## 外国人コミュニティを対象とした各種施策の推進状況

### 通訳人を帯同した巡回連絡

- 主に外国人が多く居住する団地等を対象とし、民間通訳人又は部内通訳人を帯同した巡回連絡を実施
- 通訳人を帯同した巡回連絡を実施することにより、居住外国人に不信感を与えることなく必要事項をスムーズに聴取するとともに、居住外国人に安心感を醸成

### 外国人に対する110番通報講習

- 技能実習生、留学生等を対象とした講習を各県の管轄警察署管内の企業、学校等で実施
- 講習内容は受講者に110番通報要領の教示に加え、模擬訓練を実施

### 防犯・交通安全等についての広報啓発活動

- 技能実習生、留学生を対象とした防犯、交通安全等の講習を各都道府県において実施
- 新型コロナウイルス感染症拡大以降は、オンライン授業を活用した講習等も実施

### 自主防犯団体との合同パトロール

- 外国人が設立した自主防犯団体や外国人住民等との合同パトロールのほか、外国人集場所における合同パトロールを実施
- 民間ボランティア団体との合同パトロールに外国人業者で組織する団体が参加し、同外国人業者が同パトロール時に母国語で広報啓発を実施

### その他の各種施策

- 外国人住民の警察署協議会委員、コミュニティリーダー等への委嘱
- 外国人関係団体等との連携によるSNS等を活用した広報啓発活動等を実施

## 概要

- 国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的に取り組む地方公共団体を支援
- 消費生活相談員、消費者行政職員等のレベルアップのため、消費者トラブル等に関する研修の参加に必要な経費を支援
- 引き続き、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるよう体制整備を支援

## 地方消費者行政強化事業(補助率: 1/2※)

※自主財源化の充実への取組が不十分な地方公共団体に対し、一部3分の1の補助率を導入。

### 1 地方消費者行政の情報化・自治体間連携の促進に向けた支援

#### 事業メニュー

- (1) 情報化の推進(テレビ会議システム、メール等を活用したオンライン相談受付、タブレット端末等を用いた見守りの導入など)
- (2) 自治体間連携の促進による相談体制の維持・充実(指定消費生活相談員の活用、都道府県による市町村支援、広域連携の立ち上げなど)

### 2 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化

#### 事業メニュー

- (1) 配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)に対する相談・見守り体制の整備・運用
- (2) 消費者教育・啓発への取組
- (3) SDGsへの取組(エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等)
- (4) 法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組

### 3 国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業

#### 研修メニュー

- (1) 社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応
- (2) 配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)への相談対応
- (3) 消費者教育・消費者政策の普及啓発(新型コロナウイルス感染症に関する消費者問題を含む)
- (4) 消費者政策に関連する法改正等への対応
- (5) PIO-NET2020 刷新に係る研修

＜補助対象＞  
消費者行政に関わる  
・消費生活相談員  
・行政職員  
・教員

## 地方消費者行政推進事業(旧地方消費者行政推進交付金)(補助率: 定額)

- 平成29年度までに『地方消費者行政推進交付金』等を活用し行ってきた消費生活相談体制の整備等の事業について引き続き支援

# 訪日観光客消費者ホットライン Consumer Hotline for Tourists

## Dial 03-5449-0906 if you need assistance.

平日 10:00 ~ 16:00 (土日祝日・12/29 ~ 1/3 は除く)

Mon. - Fri. 10:00 a.m. - 4:00 p.m. (closed weekends, national holidays, and Dec. 29 - Jan. 3)



「訪日観光客消費者ホットライン」は、日本を訪れた外国人観光客が、日本滞在中に消費者トラブルにあった場合に相談できる電話相談窓口です。販売店や飲食店、交通機関、宿泊施設などとの間で、消費者トラブルにあつたら、こちらまでご相談ください。

▶観光情報、落とし物・忘れ物、事件・事故、病気・ケガなど、消費者トラブル以外の相談は受けられません。



**case 1**  
商品を購入したが、壊れていた



**case 2**  
飲食店で著しく高額請求があった



**case 3**  
レンタカーで高額な修理代を請求された



**case 4**  
ホテルの部屋が予約内容と違っていた

問答せ内容：借金 離婚 労働 事故 ビザ 被災関係など

日本語

# ほうてらす 法テラス

にほんしほうしえんせんたー

(日本司法支援センター)は

たげんごじょうほうていきょうさーびす じっし  
多言語情報提供サービスを実施しています。

お問合せの内容に応じて、解決に役立つ日本の法制度や弁護士会などの関係機関を無料で紹介します。



- ① まずは、0570-078377 (法テラス多言語情報提供サービス)にお電話ください (通話料がかかります)。
  - ② 通訳業者に、問合せ内容をお伝えください。
  - ③ 通訳業者が、みなさんの最寄りの地方事務所・支部の法テラス職員につながります。
  - ④ みなさんと通訳業者と法テラス職員の3者間で話すことが出来ます。
- 法テラス地方事務所・支部(全国61カ所)  
平日9:00~17:00

\*日本に住所があり、通訳に依頼する方で、かつ被災の被害の被害に該当する被災時に余裕のない方に對しては、弁護士などの費用による無料法律相談、弁護士費用などの一部負担サービスも実施しています(詳細は、法テラス職員にお問合せください)。

法テラス JAPAN LEGAL SUPPORT CENTER

202101日本語

法テラス 多言語情報提供 (たげんごじょうほうていきょう)  
JAPAN LEGAL SUPPORT CENTER



# 0570-078377

Monday to Friday from 9am to 5pm \*Call rates will apply.



## 日本の法制度・相談機関を10言語で情報提供

(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語)

外国人のための法制度情報

離婚、パートナーの暴力、給料をもらえていない、解雇された、ビザ、事故、借金など

English

Legal Information for Foreign Nationals

Divorce, domestic violence, unpaid salary, dismissal, visa, accident, loan, etc.

中文

外国人法律信息/外國人法律信息

离婚, 家庭内暴力, 拖欠的薪金, 解雇, 签证, 事故, 债务等等

한국어

외국인을 위한 법률 정보

이혼, 가정 폭력, 급여 연체, 해고, 비자, 사고, 채무 등등

Español

Información Legal para Extranjeros

Divorcios, violencia doméstica, atrasos salariales, despidos, visas, accidentes, deudas, etc.

Português

Informação Jurídica para Estrangeiros

Divórcio, violência doméstica, salário em atraso, demissão, visto, acidente, dívida, etc.

Tiếng Việt

Thông tin Pháp luật dành cho Người nước ngoài

Lý hôn, bạo lực gia đình, chưa được nhận tiền lương, bị cho thôi việc, Visa, tai nạn, nợ nần

Tagalog

Legal na Impormasyon para sa mga Dayuhan

Diborsyo, kanhasan mula sa asawa, hindi makuhang sweldo, pagka-tanggal sa trabaho, visa, aksidente, utang, atbp.

नेपाली भाषा

विदेशीहरूको लागि कानुनी जानकारी

विवाह, गैर-व्यवहार, कर्मको बाध, कर्मको निलम्बित, दुरुव्यवहार, कर्जा आदि।

ภาษาไทย

ข้อมูลทางกฎหมายสำหรับชาวต่างชาติ

การหย่า, ความรุนแรงในครอบครัว, เงินเดือนไม่ได้รับ, ถูกเลิกจ้าง, วีซ่า, อุบัติเหตุ, หนี้สิน

Bahasa Indonesia

Informasi Mengenai Sistem Hukum bagi Warga Negara Asing

Perceraian, kekerasan dalam rumah tangga, gaji tidak dibayar, PHK, VISA, kecelakaan, hutang dan sebagainya.

## 事業の概要

- ・ 法務省の人権擁護機関では、日本語を自由に話すことの困難な外国人からの人権相談も対応できる体制の整備を目指して、一部の法務局及び地方方法務局に「外国人のための人権相談所」を開設するとともに、平成27年10月に「外国語人権相談ダイヤル」を設置し、平成28年3月に「外国語インターネット人権相談受付窓口」を設置し、英語及び中国語に対応した人権相談を開始した。
- ・ 平成29年4月から、民間の多言語電話通訳等サービスを利用して対応言語を6言語に拡大し、対応時間、対応法務局も拡大したほか、電話番号を統一して、利便性向上に努めてきた。
- ・ 平成31年4月から、「外国語人権相談ダイヤル」の対応言語を10言語に拡大し、令和3年3月から、「外国語インターネット人権相談受付窓口」の対応言語も10言語に拡大した。

### ● 対応言語

英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語

## 相談窓口

外国人のための人権相談所  
(平日 9:00~17:00)

外国語人権相談ダイヤル  
0570-090911  
(平日 9:00~17:00)

外国語インターネット人権相談受付窓口  
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#0>



# 生活困窮者自立支援制度の概要

## 包括的な相談支援

◆自立相談支援事業  
(全国905福祉事務所設置自治体で  
1,336機関(令和2年4月時点))

### 〈対個人〉

- 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- 一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

### 〈対地域〉

- 地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

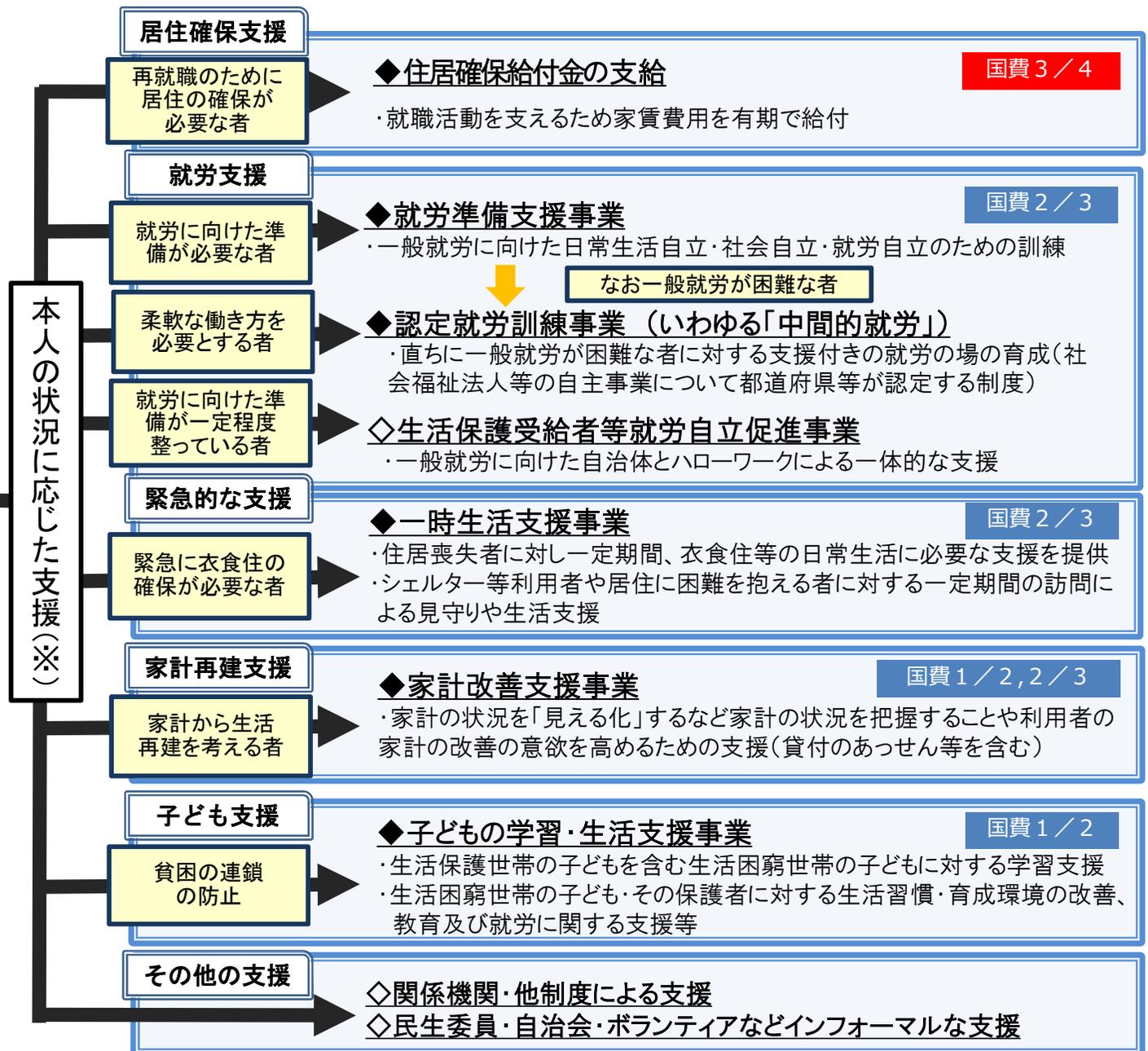
国費 3 / 4

## ◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

- 希望する町村において、一次的な相談等を実施

国費 3 / 4

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



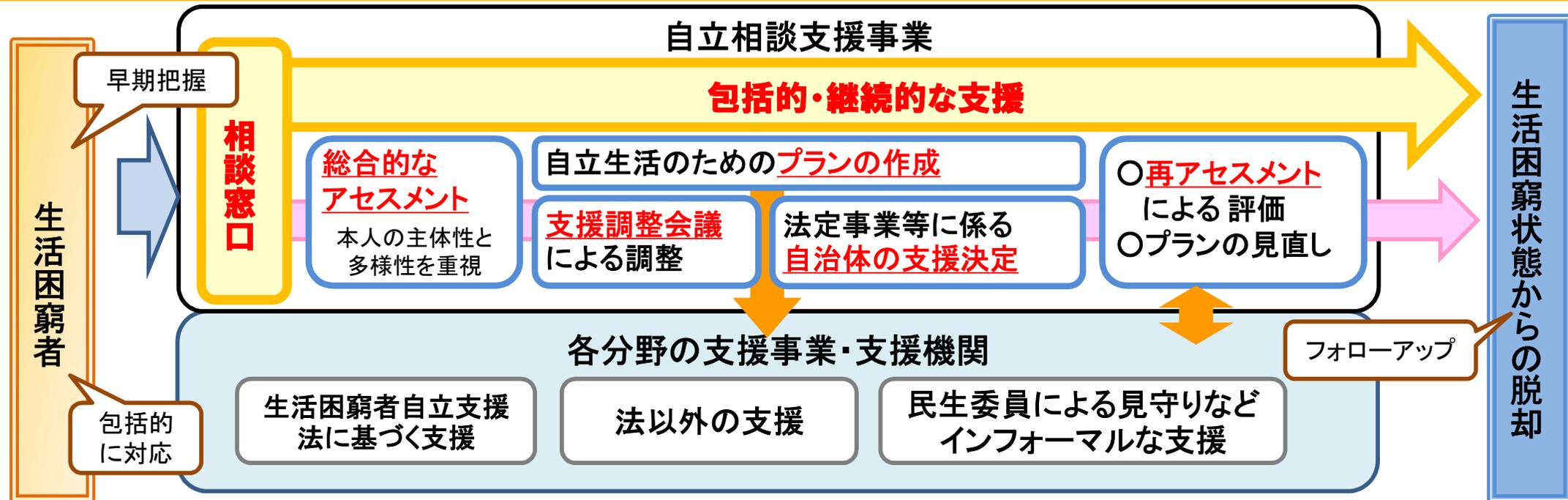
## ◆都道府県による市町村支援事業

- 市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

国費 1 / 2

## 事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
  - ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。自治体は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
  - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
  - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
  - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



## 期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

# 外国人に対する災害情報の発信に関する取組について

（「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（H30.12.25関係閣僚会議決定）」、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について（R1.6.18関係閣僚会議決定）」、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）（R1.12.20関係閣僚会議決定）」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）（R2.7.14関係閣僚会議決定）」に基づく取組

○外国人が災害発生時に迅速な避難行動に必要な情報を容易に入手できるようにすることが重要。

○内閣府、法務省、消防庁、観光庁、気象庁が連携し、防災・気象情報の多言語での発信等に係る環境を整備。

## 多言語辞書の作成

緊急地震速報、津波警報、気象警報、避難指示等に関する多言語辞書（※）を14か国語で作成

（※）多言語辞書：民間アプリ・ウェブサイトによる防災・気象情報の多言語での提供を促進するため、それら情報に用いる地名や用語、伝達文など約7,000語を多言語で掲載

「気象情報等の多言語辞書」

<https://www.data.jma.go.jp/developer/multilingual.html>

「避難指示等の多言語辞書」

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/kokumin/jyohonanminzero/index.html](http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/kokumin/jyohonanminzero/index.html)

<https://www.fdma.go.jp/publication/#database>

## アプリによるプッシュ型の情報発信

「Safety tips」(※) に多言語辞書を反映し、気象情報等を14か国語で発信

（※）Safety tipsについて

緊急地震速報や国民保護情報等の緊急情報を発信するプッシュ型情報発信アプリ

「観光庁HP Safety tipsに関する情報」

「観光庁HP トップページ」-「観光庁メディア」欄の「Safety tips」

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/index.html>



プッシュ通知 取るべき行動

## ウェブサイトによる情報発信

○気象庁HPにおいて、気象情報を14か国語で発信

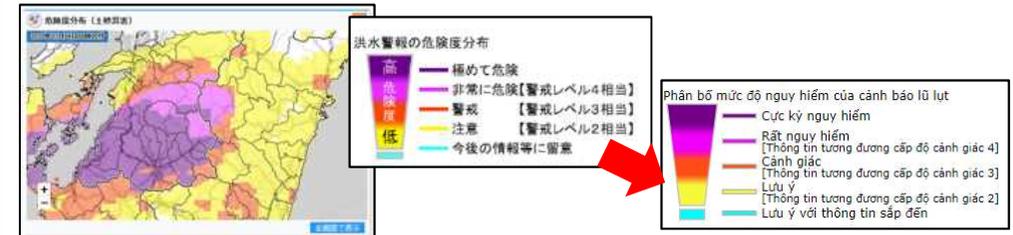


中国語（簡体字）の例

「気象庁HP 多言語での気象情報発信」

<https://www.jma.go.jp/jma/kokusai/multi.html>

○気象庁HPにおいて、大雨、洪水、土砂災害の危険度を色分けで示した地図を提供



危険度分布の解説文とベトナム語の例

※14か国語：日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、クメール語、ビルマ語、モンゴル語

民間アプリ・ウェブサイトへの活用促進や、地方出入国在留管理官署、地方公共団体の各種窓口等を通じた周知・普及促進38



# 「災害時外国人支援情報コーディネーター」の養成《施策番号74》

## 1. 背景・経緯

- 平成28年に総務省において「情報難民ゼロプロジェクト」を開催し、同アクションプラン(平成28年12月)で、2020年の目指す姿の一つとして、避難所等にいる外国人被災者への情報伝達を支援するコーディネーターの配置が提示。
- 「災害時外国人支援情報コーディネーター制度に関する検討会」(平成29年度)において議論。

## 2. 災害時外国人支援情報コーディネーターの養成について

- 「災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う「災害時外国人支援情報コーディネーター」について、令和2年を目途に都道府県及び指定都市での配置が可能となるよう、養成研修を平成30年度から実施する。」「[総務省]《施策番号74》

出典:「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策(改訂)」(令和2年7月14日関係閣僚会議決定)

- 国[総務省]は、地方公共団体等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

出典:「防災基本計画(修正)」(令和2年5月29日中央防災会議修正)



### 【コーディネーターの活動事例】

九州北部豪雨(令和元年8月)の際に、研修を受講した佐賀県国際交流協会の職員が

- ①HP等での災害情報提供
- ②避難所を巡回し外国人のニーズ把握、災害対策本部との調整

を実施

(参考)養成研修の実績

※令和2年度は中止

- 平成30年度 平成31年2月21日(木)～22日(金)場所:自治大学校(57人受講)
- 令和元年度 令和2年2月5日(水)～6日(木)場所:自治大学校(72人受講)

# 救急現場における多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の利用



- 多言語音声翻訳アプリを利用することにより、救急現場で救急隊員が外国人傷病者に対して、円滑なコミュニケーションを図ることが可能となる。
- 消防庁消防研究センターとNICTが救急隊用に開発した多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」は、使用頻度が高い会話内容を「定型文」として登録しており、外国語による音声と画面の文字によりコミュニケーションを行う。
- 救急ボイストラは、全国の消防本部に対して平成29年4月から提供を開始し、令和3年1月1日現在、726本部中631本部(86.9%)が導入。

## 救急ボイストラの特徴



- 救急隊用46の定型文の対応言語は15種類※
- 聴覚障害者とのコミュニケーションにも活用可能

※ 定型文対応言語

英語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、韓国語、タイ語、フランス語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語、ミャンマー語、ロシア語、マレー語、ドイツ語、ネパール語、ブラジルポルトガル語

## 救急ボイストラ導入状況

(令和3年1月1日現在)

都道府県	全消防本部数	導入本部数	導入率(%)	都道府県	全消防本部数	導入本部数	導入率(%)
北海道	58	53	91.4%	滋賀	7	6	85.7%
青森	11	11	100.0%	京都	15	15	100.0%
岩手	12	11	91.7%	大阪	27	27	100.0%
宮城	11	11	100.0%	兵庫	24	24	100.0%
秋田	13	12	92.3%	奈良	3	3	100.0%
山形	12	12	100.0%	和歌山	17	15	88.2%
福島	12	9	75.0%	鳥取	3	3	100.0%
茨城	24	24	100.0%	島根	9	7	77.8%
栃木	12	12	100.0%	岡山	14	13	92.9%
群馬	11	11	100.0%	広島	13	13	100.0%
埼玉	27	27	100.0%	山口	12	8	66.7%
千葉	31	26	83.9%	徳島	13	11	84.6%
東京	5	4	80.0%	香川	9	9	100.0%
神奈川	24	22	91.7%	愛媛	14	10	71.4%
新潟	19	14	73.7%	高知	15	10	66.7%
富山	8	6	75.0%	福岡	24	12	50.0%
石川	11	9	81.8%	佐賀	5	5	100.0%
福井	9	6	66.7%	長崎	10	8	80.0%
山梨	10	5	50.0%	熊本	12	7	58.3%
長野	13	10	76.9%	大分	14	13	92.9%
岐阜	20	20	100.0%	宮崎	10	10	100.0%
静岡	16	14	87.5%	鹿児島	20	16	80.0%
愛知	34	25	73.5%	沖縄	18	18	100.0%
三重	15	14	93.3%	合計	726	631	86.9%

## 子育て・教育に関する意見・要望

### 【子育て全般】

- 外国人の子供については、教育支援だけではなく、母語支援、日本語支援のための人材育成や十分な助成、親に対する子供のキャリア形成等への理解や乳幼児からの保健医療支援、困窮家庭への支援も含めた生活支援が必要（関係者ヒアリング〔一般財団法人自治体国際化協会〕）。

### 【外国人の子供及びその親に対する支援】

- 日本社会で活躍する外国人の子供を増やすには、外国人の子供の親に対して、日本の文化や制度、日本ではどのような可能性があるのかをよく説明することが重要。親に奨学金等の支援制度のことが伝わっておらず、せっかくの支援が活用されていないのではないかと（関係者ヒアリング〔ランゲージワン株式会社・カブレホス セサル氏〕）。

### 【就学状況の把握、就学の促進】

- 国において、不就学の子供の実態を把握し、就学促進のための取組への支援を行うべき（全国知事会、多文化共生推進協議会）。

### 【進学・キャリア形成支援】

- 進路未定のまま高校を卒業し、日本語を学びたいが日本語学校は学費が高くてなかなか入学できないという若者がいるため、ニーズ把握を始めとし、日本語等支援策を検討してほしい（関係者ヒアリング〔一般社団法人Kuriya〕）。

## 子育て・教育に関する課題

- 1 教育制度等の周知等
- 2 就学の促進、就学状況の把握
- 3 学校教育等における指導体制の確保・充実
- 4 進学・キャリア形成支援の充実
- 5 外国人の子供やその親に対する日本人側の理解

## 雇用・労働に関する意見・要望

### 【外国人からの就労相談への対応等】

- ハローワーク等における外国人対応窓口の設置、通訳の配置などの対応を継続的に行うべき（全国知事会、多文化共生推進協議会）。

### 【事業者向けの相談・指導体制の強化等】

- 外国人雇用サービスセンターを北海道に設置するほか、事業者からの相談等に応じる外国人雇用管理アドバイザー等の増設や相談時間の延長、多言語化など、支援体制の強化を図るべき（北海道）。
- 労働関係法令の遵守の徹底を図るなど、外国人材の就労環境の適正化に向けた取組や、社会保険の加入促進の取組を引き続き進めるべき（愛知県ほか）。

### 【日本語能力等に配慮した就労のための職業訓練等】

- 日本語能力に配慮した職業訓練の更なる充実に努めるべき（全国知事会ほか）。

### 【生活での差別的な扱いを受けた経験】(令和2年度在留外国人に対する基礎調査)

- 「特に経験していない」が35.1%と最も多いが、それ以外では、
  - 1位 家を探すとき (24.6%)
  - 2位 仕事をしているとき (24.1%)
  - 3位 仕事を探すとき (19.6%)
 との結果であった。

## 雇用・労働に関する課題

- 1 ハローワーク等による外国人からの就労に関する相談対応の実施（通訳の配置・多言語化等）
- 2 労働基準監督署等による事業者向けの相談・指導体制の整備（労働関係法令の遵守の徹底等）
- 3 日本語能力等に配慮した就労のための職業訓練等
- 4 企業における外国人社員への理解の促進

## 高齢者に対する支援に関する課題

- 1 在留外国人高齢者の介護状況の実態把握
- 2 在留外国人に対する介護保険制度や介護サービスに関する知識や情報の不足
- 3 日本の葬儀に関する知識の不足
- 4 介護現場を含む地域社会における外国人高齢者に対する日本人側の知識や理解の不足

## その他各種支援に関する意見・要望

### 【医療】

- 医療通訳制度の更なる充実を図るとともに、先行自治体等の制度との融合を図ること（神奈川県ほか）。

### 【災害時の困りごと】(令和2年度在留外国人に対する基礎調査)

- 「特に困ったことはない」が56.9%と最も多いが、それ以外では、
  - 1位 信頼できる情報の情報源が分からなかった（12.6%）
  - 2位 避難場所が分からなかった（10.2%）
  - 3位 警報・注意報などの避難に関する情報が、多言語で発信されていないため分からなかった（9.8%）
 との結果であった。

### 【社会保険の加入促進】

- 事業主向けの相談・指導体制の整備や雇用管理改善の取組に係る好事例の事業者への周知など、外国人材の就労環境の適正化に向けた取組や、社会保険の加入促進の取組を引き続き進めること（全国知事会）。

### 【住宅探しにおける困りごと】(令和2年度在留外国人に対する基礎調査)

- 「特に困ったことはない」が50.4%と最も多いが、それ以外では、
  - 1位 家賃や契約にかかるお金が高かった（23.5%）
  - 2位 国籍等を理由に入居を断られた（20.5%）
  - 3位 保証人が見つからなかった（19.7%）
 との結果であった。

## その他各種支援に関する課題

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| 1 医療通訳の活用、育成    | 3 社会保険への加入促進 |
| 2 災害発生時の情報発信・支援 | 4 住宅確保のための取組 |